

平成12年南伊豆町議会 6月定例会

南伊豆町議会議録

平成12年 6月5日 開会

平成12年 6月6日 閉会

南伊豆町議会

平成12年南伊豆町議会 6月定例会

(第1回 6月5日)

平成12年6月南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 日（6月5日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会宣言	3
議事日程説明	3
開議宣言	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長行政報告	3
一般質問	6
石井福光君	6
鈴木久香君	19
漆田修君	21
横嶋隆二君	29
発言の訂正	37
報第1号の上程、朗読、説明、質疑、採決	45
報第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	48
報第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	50
報第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	52
議第54号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	53
議第55号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	55
議第56号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	57
議第57号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	58
散会宣言	59
署名議員	61

第 2 日（6月6日）

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	63
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	63
職務のため出席した者の職氏名	64
開議宣告	65
会議録署名議員の指名	65
議第58号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	65
議第59号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	70
議第60号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	72
議第61号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	73
議第62号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	75
日程追加	79
発議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	79
閉議及び閉会宣告	81
署名議員	83

平成12年6月南伊豆町議会定例会

議事日程（第1日）

平成12年6月5日（月曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長行政報告
) 日程第 4 一般質問
日程第 5 報第 1号 専決処分の承認を求めるについて
（南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
日程第 6 報第 2号 専決処分の承認を求めるについて
（南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第 7 報第 3号 専決処分の承認を求めるについて
（南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）
日程第 8 報第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について
（平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計）
日程第 9 議第 54号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第 10 議第 55号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
) 日程第 11 議第 56号 南伊豆総合計算センター規約の一部を変更する規約について
日程第 12 議第 57号 指定金融機関の指定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木	久香君	2番	谷川	次重君
3番	鈴木	史鶴哉君	4番	梅本	和熙君
5番	藤田	喜代治君	6番	漆田	修君

7番	斎	藤	要	君	8番	渡	辺	嘉	郎	君	
9番	石	井	福	光	君	10番	簾	田	国	広	君
11番		藤	原	栄	君	12番	横	嶋	隆	二	君
13番		小	澤	東	洋治	君	14番	大	野	良	司
15番		渡	辺	守	男	君					

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩	田	篤	君	助役	飯	田	千加夫	君	
収入役	稲	葉	勝	男	教育長	釜	田	弘文	君	
総務課長	外	岡	捷	美	君	企画調整課	渡	辺修治	君	
住民課長	渡	辺		正	君	税務課長	碓	井大昭	君	
健康課長	土	屋	忠	儀	君	農林水産課	内	山力男	君	
建設課長	小	島	徳	三	君	商工観光課	飯	泉	誠	君
清掃課長	佐	藤		博	君	水道課長	鈴	木	勇	君
教育委員会事務局長	楠			千代吉	君	会計課長	池	野徹	君	
福祉課長	土	屋		敬	君	下水道課	勝	田悟	君	
行政主幹	外	岡	茂	徳	君					

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田	中	秀	明	主幹	松	本	恒	明
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会宣告

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成12年南伊豆町議会 6月定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎議事日程説明

○議長（大野良司君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

◎開議宣言

○議長（大野良司君） これより本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

13番議員 小澤 東洋治 君

15番議員 渡辺 守男 君

◎会期の決定

○議長（大野良司君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から6月6日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は6月5日より6月6日の2日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（大野良司君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 平成12年南伊豆町議会6月定例会の開会に当たり、次の4項目について行政報告を申し上げます。

第1回南伊豆町ツーデーマーチの開催と伊豆レディースカップのロードレース大会について。

近年、歩くことが健康増進の面からもよいとされ、全国各地でウォーキングが盛んになり、各種大会も開催されております。一般的に、ウォーキング大会はツーデーマーチと呼ばれ、2日間にわたり、設定された5キロメートル、10キロメートル、30キロメートルなどのコースを参加者がマイペースで歩き通すもので、近隣では下田市と河津町が伊豆早春フラワーウォーキングとして、平成10年度から開催しており、また松崎町がなまこ壁と桜のツーデーマーチとして、平成12年4月に開催いたしました。これらの大会には、地元参加者を初め全国から大勢の愛好者が参加して盛大に行われておりますので、本町でも日本歩け歩け協会、朝日新聞社、実施中の3市町村関係者等と実施する方向で協議を進めていましたが、平成12年度から下田市、河津町、松崎町、南伊豆町の共同事業として「静岡県フレンドシップ事業」の申請をして、明春3月に開催できる見通しとなりました。このことにより、伊豆半島南部においては、1月は下田市、2月は河津町、3月は南伊豆町、4月は松崎町でツーデーマーチが連続して開催されることになり、全国各地の愛好家から注目を集めることができるものと期待され、また静岡県が目指す「静岡ウォーキング構想2000」の実現に一步踏み出すことができるものと思われます。

今後は、4市町で伊豆早春フラワーウォーキング実行委員会を設立し、開催日やコース設定などを協議し決定していくとともに、下部組織として各市町ごとに実行委員会を設け、実施に向け取り組んでいくことになりますが、私は本町の特色である菜の花畠、みなみの桜並木、景勝の海岸線などをコースに組み込みたいと考えております。

また、初めての大会となりますが、観光関係者のみならず町民の方々にはボランティアとして、また出場者として多くの皆様が参加していただけますようお願い申し上げます。

以上のことから、毎年3月に開催してきました伊豆レディースカップロードレース大会につきましては、参加者の減少傾向もあり見直す時期と考え、またツーデーマーチと重複しての開催は困難なため、関係者と協議を進めてきましたが、開催月を12月に変更して実施することにいたしました。本年は去る3月26日に実施しましたので、第18回大会は平成13年12月9日を予定し、この歴史ある大会を継続していきたいと存じますので、本町議会を初め関係者各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

上水道の石綿セメント管布設替について。

水道事業では、ご承知のように平成6年度から青野大師ダムの建設に伴う上水道第5次拡張事業を継続して施工しております。このため、財源や人的な問題もあり、防災上急務とされていた石綿セメント管の布設替は先送りされてきたものであります。石綿セメント管は上水道だけでも約14キロメートルあり、老朽化による管の破裂を避けるために減圧して配水していることによって、十分な水圧や水量が得られなく日常生活に支障を来している世帯もありますし、また近い将来発生が予想される東海地震による水道管の被害は甚大なものになることも確実視されます。

そのために、本年度から抜本的に石綿セメント管の布設替に取り組むことにしたものであります。幸いにして県の市町村地震対策事業により補助金が交付される見込みとなつたため、今回の補正予算に6,000万円追加計上し、当初予算3,000万円と合わせて石綿セメント管布設替事業費を総額9,000万円といたします。

施工箇所については、厳しい財政状況を踏まえ、二重投資を避けるため下水道計画地区を除外するものとし、本年度は石井、上賀茂地区で延長約1,600メートルの施工を計画しております。

なお、簡易水道16施設の石綿セメント管の延長は約20キロメートルあり、町直営の簡易水道については当面布設替の計画はありませんが、下流及び石廊崎の区営の簡易水道については、来年度以降に国庫補助事業により布設替の施工を計画しております。

介護保険事業について。

平成12年4月から介護保険制度が施行され、2カ月が経過いたしましたが、6月1日現在の介護認定審査の状況を報告させていただきます。

去る5月23日までに延べ19回の介護認定審査会で審査いたしました結果でございますが、申請受け付け数については266名であり、介護認定調査員による認定調査票と主治医の意見書の双方が整いました237名の審査の結果は次のとおりであります。

非該当5名、2.11%。要支援18名、7.59%。要介護1、45名、18.99%。要介護2、48名、20.25%。要介護3、36名、15.19%。要介護4、51名、21.52%。要介護5、34名、14.35%。

なお、5月末までの未審査件数につきましては、6月以降の認定審査会において順次審査判定をしていく予定です。今後申請者がふえるものと思われますが、介護認定調査員による認定調査票と主治医の意見書が整い次第、引き続き1カ月に2回から3回のペースで介護認定審査会を開催していく予定であります。

また、介護支援専門員による介護サービス計画の作成につきましては、5月末現在で135

名の介護サービス計画作成依頼の届け出が各居宅介護支援事業者よりされており、そのうち実際に介護サービス計画が作成されたのは 108名分となっております。今後の審査判定結果により、順次介護サービス計画作成依頼の届け出や計画の作成が進んでいくものと思われます。

主要建設事業等の発注状況について。

平成12年度第1・四半期（4月～6月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

焼却施設補修工事 2,982万円、株式会社タクマ。

焼却施設煙突補修工事 3,990万円、株式会社タクマ。

町営分収造林保育業務委託（杉、ヒノキ除間伐枝打ち） 372万 3,000円、南伊豆町森林組合。

町営分収造林保育業務委託（クヌギ、コナラ下刈り） 230万 7,000円、南伊豆町森林組合。

平成12年度地方特定道路整備事業町道日野田牛線道路改良工事 3,920万円、株式会社保坂建設。

平成12年度普通河川大山川河川改修工事 1,945万円、株式会社保坂建設。

平成12年度町道一条区内7号線道路維持工事 240万円、興栄建設。

平成12年度石井橋橋梁塗りかえ工事 520万円、外岡塗装店。

平成12年度町立南伊豆町東中学校コンピュータ機器リース 762万 4,050円、日本電気リース株式会社。

平成12年度町立南中小学校プール改修工事 290万円、株式会社レジテックハマネツ。

平成12年度下水道工事に伴う湊地区配水管布設替え工事 256万 8,300円、有限会社藤原設備。

以上で、平成12年6月定例町議会の行政報告を終わります。

○議長（大野良司君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（大野良司君） これより一般質問を行います。

◇ 石井福光君

○議長（大野良司君） 9番議員、石井福光君の質問を許可します。

[9番 石井福光君登壇]

○9番（石井福光君） 通告により質問させていただきます。

お断りいたしますが、体調を崩しちょっと風邪ぎみで声がはっきりわからないところがあると思いますが、ご容赦願います。

路線バス問題については、私は平成10年6月議会において、不採算路線について今後の対策としてバス問題調査研究会の設置、町営による代替運行についてを質問しました。

また、昨年12月議会において同僚議員もこの問題に対し、補助金の問題、先進地の例、三和総研に依頼した考え方、業者を協議会の委員に委嘱した理由、回答の時期等について質問があり、町長の回答がなされたわけですが、その後対策協議会が昨年7月、地域住民の交通を確保するため乗合バス等の運行に関する諸問題を検討して具体的方策を定め、利用者の利便のために協議会が発足したわけでございます。

そこで、この問題につきましては、42条と80条があるのは当然ご承知のとおりだと思いますが、42条は現在行われている方法で、会社を財政支援し路線を維持するだけの方法では抜本的に解決にならないということは、再三私も述べております。

また、80条については、町営バス事業運営に当たってのこれから的基本的な考え方でございますが、民間企業がだめなら、最後の町民の足を守るため、町内の官民のそれぞれ縦割りの公共交通の現状を分析し、これら機能の融合、合理化によって利用の促進を図り、また民間がだめなら町でやるという町民の甘えを一掃し、公共交通維持のために安易な町財政の負担はむしろ安定経済性を失うため、一定の企業性を追求していかなければなりません。

また廃止代替先進町村に見られる、民間が撤去するから住民福祉のためやむなく運行するという消極姿勢でなく、実施に当たっては現場の規律を含め発想の転換によって積極的な取り組みをなし、町民の足としてのイメージ定着を図り、もって公共交通の発展的継続と町民の福祉の向上に資することだと私は思います。

その点に、その指針において今まで協議会において再三審議されたと思いますが、その審議会における経過と進捗状況、また今後の町長の考え方と決断について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 審議会における経過と進捗状況ということについてですけれども、その経過について報告させていただきます。

平成11年11月8日、第1回南伊豆町路線バス問題対策協議会が開催され、地域交通計画調査について三和総合研究所により調査企画書が提出され協議いたしました。調査の目的は

南伊豆町の望ましい交通体系、路線バス等のあり方について調査するものであります。本調査の流れとしては、1、南伊豆町の公共交通サービス等の現状。2、公共交通サービスをめぐる動向。3、新たな公共交通サービスの検討。4、全体計画のコスト計算。5、モデル事業の実施について。6、推進体制とスケジュールであります。

平成12年3月7日、第2回南伊豆町路線バス問題対策協議会が開催され、三和総合研究所より地域交通計画調査中間報告がなされました。

平成12年3月30日、第3回南伊豆町路線バス問題対策協議会が開催され、三和総合研究所より地域交通計画調査報告がなされました。調査報告内容といたしましては、新しい公共交通サービスの基本方針が示されました。本町の路線バス網は、下田駅と本町を結ぶ幹線的なルートと下賀茂を中心とした支線的なルートとして明確に大別される。しかし、現行系統はこうした機能分担が必ずしも明確になされておらず、幹線的なルートが混在している系統があり、提供サービスに不効率が見られる。こうしたことから、新たな交通サービスが機能を再検討する中で、明確に機能が異なる幹線ルートと支線ルートを分離し、幹線ルートと支線ルートからなる路線バス網を再構築することとする。そして、現在の多系統少便型から少系統多便型への転換を図ることになっております。

新サービスの基本方針としては、幹線と支線を分離し機能分担を明確に、路線バス網の再構築（多系統少便型から少系統多便型）への転換ということでございます。

2として、幹線と支線との接続の円滑性を確保する。

3として、既存の提供サービス水準は、どの集落においても最低限維持する。

4として、本支線対応のため、支線におけるディマンド対応型サービス等の適用を検討する。乗降者依頼型ということでございます。

今後は、幹線と支線との接続の円滑性を確保する上から、バスターミナル等の検討を行う。バスターミナルに求められる機能、立地条件の検討、必要となる施設、用地確保の必要性についてこれから検討していきたいと思います。

また、町長の考えについてということでございますけれども、調査報告書の内容を踏まえ、バス問題協議会において検討していただき、また南上、三浜地区の要望を踏まえ、用地買収も踏まえた上で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

[9番 石井福光君登壇]

○9番（石井福光君） 町長の説明があったわけですが、私もこの審議会の様子がわからなく

て、この書類、3回にわたった調査企画書、地域交通計画書、これちょっとざっと目を通させていただきましたが、これでいうと何か3回ですか、協議会もやったようなわけですが、いつまでたっても結論はつかないのではないかということは、ここにも書いてあるとおり、もうこの三和コンサルタント自体の考え方方がちょっと甘いんじゃないかなと、金を払ったわりには甘いんじゃないかなということ。

それはなぜかといいますと、まずやはりこれは最終的には42条で行くのか80条で行くのかということしかないわけです、最終的な結論はそれしかないわけです。だけどしかし、現状の状態で行った場合に、42条で行った場合に、これから負担金が十二分にふえる可能性があると。また要するに通行費だとか、学生の通学費ですね、通学費も統合されて今10年になつたと、この三和総研のあれですと5年間と書いてありますが、5年間で、通学費の補助も打ち切られると、そういうことになるいろいろな問題が、財政が膨らんでいくわけです。当然多くなるわけです。

それと東海の場合、これが今7,000万円、県で3,500万半分出しているわけですが、これから多くなったときに、これが1億過ぎたときに、赤字ですよということでもって、42条で行った場合に負担が多くなるという懸念があるわけです。

そこで80条にした場合には、これは単なる自営でなくて、これは自営の場合と直営委託の場合があるわけです。直営委託というのは、運行主体は事業者であって、車両の購入と保有は町でやるということで、自営というのは運行から車両の購入から車両の保有については全部町でやるというのが、これが80条の自営なわけです。だから、僕の一番言いたいのは、自営の場合のメリットとここにも書いてありますが、デメリットも書いてあります。ただ80条にした場合に、要するに予算と同じように、最少の経費で最大の効果を出すということは、やはりこれが先ほども述べましたように、住民の福祉を守るためにも重要ではないかと、いろいろの面で大切ではないかということで、この中でこれをいかに80条、これを自営かまたは直営の委託にするのか、その方法についてはどういうふうにするのか。

例えば、現在東海バスが言っているように下田石廊崎間は黒字だよと、それ以外については不採算路線になるわけですが、その不採算路線についてどうするのか、町である程度、車両購入して、それで町である程度のものを、東、西、南ですか、何方向か出した場合に、それをバスを何台かと、人件費が幾ら要って経費がどれだけかかるという、その経費を打ち出して、それと現在やっているものを出さなければ、いつまでもたってもこれは80条だか、42条だかどっちとるかといったって、それでは理由にならないわけです。

だから、その細部にわたっての方向性というものを町である程度出して、三和総研に回答

をさせなければ、これは結果はいつまでも出ないと思います。それを比較したときに、なるほど、ではそなならこっちがこうなるんだなというときに、我々議会も町民もある程度納得すると思います。

これは町長も、前回の同僚議員への回答の中で、この問題については役場の長とそして委員だけで決める事はできない、最終的には町長が判断しなければならない。プロが、だれが見ても納得できる判断をしなければならないということと、そういう形態をとらなければ皆様の納得は得られないんじゃないかという考えですということを12月に回答しているわけです。そういうためにも、そういうものを細部にわたって、現在のは42条で行くんであれば簡単なんだけれども、その深く行ったときに、自営か委託かの場合に、どっちが大切、そういうもののデータを出してもらわないと、幾ら協議会をやっても、困るわけです。結論は出てこないと思うんです。そういうためにもう少し深く掘り込んで検討する必要がないかと思います。

これで最終的に、これは12月、3月31日ですか、12年度の3月31日ですね、選択すべき運営主体と書いてありますて、自営か委託かと書いてあって、ちょっと読ませてもらいます。80条経営直営は、バス事業運営に対する自主性が反映できるメリットがある。しかし、南伊豆町ではこれまでスクールバス等のバス運営経験がなく、経営ノウハウの中で効率的な運営が難しいこと。これが第1点。第2点、財政的な余裕が不足していること。前回検討したとおり、一般的に見て財政的な余裕がある自治体が80条直営を選択しており、事業経営に対する投資余力が不足している場合ですね。80条直営の選択は難しいことが第2点ですね。第3点、本町の場合、ほぼ本町を営業範囲とする南伊豆東海バスが設立されていることから、80条直営に対するメリットが低く、資源に需要の分散などデメリットが際立っておそれがある。目立ったおそれがある。だから、現実的に80条町営を選択することは困難であり、事業者に委託することが妥当であるということがここに結論で書いてあるわけです。これ3月31日の地域交通計画書のやつに書いてあるわけです。そうすると、ほとんど東海ありきというような形の方向しか私はちょっと見受けられないわけです。

それと今後、さっき僕が言ったとおり、町長も言ったけれども、どの程度委託するかという問題になるわけですが、それは僕が再三先ほど言った車両購入してこっちでやる方法なのか、全部事業者でやる今の42条か2つに1つしかないわけですが、これは重複しますんで、そういうものを選択していくかなければいけないのではないかと思います。

それと今サービスの問題で、多系統少便型から少系統多便型の転換にした場合に、想定される費用は1,600万円の合理化が図られるということがこれに載っています。これに、今、

町長言わされたとおり、現在の多系統少便型から少系統多便型に転換した場合には、想定される、1,600万円とここにちゃんと書いてあります。

それとターミナル問題については、その場合にはターミナルもつくらなければならぬと、その場合には、9,800、約1億円の経費がかかるけれども、しかしそれは1,600万円削減されるから、6年間で回収されるということも書いてありますね、ここにちゃんと。そういう中で、そういう深いいろいろの検討の中で、これは今後やっていかなければいけないんじやないかと思います。

それと3月に、ここにも同僚議員の中で、株式会社三和でお答えの方はいつ出るんですかという同僚議員の質問の中で、町長は12年3月にという契約としておりますと書いてありますね。それが延びた理由をちょっともう1回と、その今後の方針について私の言った、先ほど述べましたけれども、そういうものを検討してやってほしいと思うんですが、その件についていかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 一応これは三和総合研究所の試案でございまして、これで決まったということではございません。これからも、委員会を踏まえた中で要望について話し合う必要があると、そう考えております。

また、おくれた理由についてでですけれども、この4月より人事異動等本当に大々的に行い、また衆議院選挙とかそういうことがあって、議会の方も日にちの日程が早くなりまして、本来ならばその間において開かなければいけなかったのではないかなど思っていますけれども、そういうような理由でおくれました。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

[9番 石井福光君登壇]

○9番（石井福光君） 延びた理由については、私は大変余りに早急にある程度の回答を出すということは、いろいろな面でこれから大変な問題があるので、一応だけれども契約になつておりますと書いてあるので、答弁しているんで、その点についてこれは3月より延びたのは理由にならないんじゃないかな、あくまでも契約違反だと。それはいいです。それはそういう理由で延びたということであれば、今後慎重に審議していただきたいと思いますが、それと同時に、やはりこの問題は大きな問題ですのである程度、最終的な回答ですか、それが出来ましたならば、やはり我々は曲がりなりにも一応町民の代表であるし、我々にもやはり全員

協議会の中で、ほかの人は多分知らないと思うんですよ、審議委員の2人しか、4人しかわからないと思うんです、この内容については。私どもはこの質問の中でこれをお借りしてちょっと目を通したんで、ほとんど内容わかっていないと思うんで。やはり三和総研に対する質問もあるだろうし、理解もあるから、これ早いうちに回答が出る前にも、出てからでも結構ですから、完全な正式の、町長が決断する前に、やはり我々の意見もやっぱり聞く必要もあるんじゃないかと思うんです。それがやはり町政の、今後町政と、やはり議会が両輪の輪、自転車のような日本ではこれは倒れる場合もあるので、やはり両方がうまくいって、行くわけですから、町政もうまくいくと思うんで、その点は十二分に我々議会の方にもやはり積極的にそういうものを今後行ってもらいたいと思います。

それと、それに関連して協議委員の問題で、この前ちょうど同僚議員が出しましたが、これこれについてちょっとお聞きしたいんだけれども、これは答弁の中で運輸政策審議会自動車交通部会答申、静岡県の地方バス対策体系の補助制度の中に、その指導要綱の中に、事業者を委員に参入させるよう指導があったわけで、それを踏まえて県の方の資料をそろえたところ、そういう要望で入れたということが答弁の中に書いてあるんですが、ただ町長もご存じだと思います。この委員の任免の中に、3業者を委嘱されたという以外に、ちょっとわからないんですが、名前出して悪いんですが、町議会、区長はいいんですが、観光協会、商工会の観光団体の中に、長が入ってなくて、事務局長が入っている理由はちょっとこの前、説明が僕ちょっとわからなかつたんですが入っているんですね、事務局長ということで。当然これは、観光協会であれば会長でなければならない、商工会であれば商工会長が出なければならないものが、当然出なければならないところが、両方事務局長として入っているわけです。この入っている理由が1点、いいですか。

過日、新聞の中で、静岡空港のオオタカの問題で、あれは結局県が、これは余談になりますけれども、県が要するにあの調査会 1,500万円で調査研究を依頼したわけです。その依頼した協議委員の中に、その委託された業者が入ったということで、これは公共性客觀性に欠けてシステムの機能がなされていないということで訴訟を起こされて、審議委員に対する費用弁償 100万円を返せということにも訴訟を起こされているわけです。それと同じことではないかと思うんですよ。やはりそういうオオタカの問題、空港の問題で、オオタカの調査研究されても、それはそれが入っていればこれはその調査員の理論的にいいような方向で行くのは当然だと思うんですよ。だからうちの結局この協議会の中でもやはり業者を入れたということはそれは発言しにくい面もあるだろうし、だからそういう点で入れたということは県の指導によって入れたということなんだけれども、僕はこれは入れたということは当然ち

よつとおかしいんではないかと。オブザーバー的に呼ぶのであればともかく、始めから委員に入れたということは、県の指導だと言われればそれまでなんだけれども、法的に決められたものならば入れなければならないけれども、指導であれば入れる必要はないんではないかと。

オオタカの問題を見て僕は痛切に感じたんですよ。新聞見なかったです。この新聞がもしあれだったらありますよ。オオタカの問題、訴訟されていますよ、1,500万円を返せと。それも入札しないで指名でやったんで、これは入札やれば200万円ぐらい下がるわけだけれども、その分も返せということはちゃんと新聞にあります。そういう形の中でその2点についてちょっと町長の回答をお願いします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔発言する人なし〕

石井福光君。

○9番（石井福光君） 今のあれですか、協議委員のメンバーですか。これちょっとあるでしょう。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 企画調整課長に答弁させます。

○議長（大野良司君） 企画調整課長。

○企画調整課長（渡辺修治君） 観光協会の事務局長と、それから商工会の事務局長のことにつきましては、その人たちの方が事務に精通しているんじゃないかと、そういう面を考慮しまして決めました。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 観光協会や商工会の事務は精通しているかもしれないけれども、やはり事務局長というのは権限は、例えばこういう協議会に出たときに、発言のあれがないわけでしょう。例えば、事務的に精通から何があるといつても、意見として出した場合に、それが後で会長に知れたときに、何を言っているんだ、おれにはそんなこと関係ないよと言われたときに、要するにあくまでも商工会、観光協会、ひとつの団体の長というのは一番責任があるわけですよね。それが、ただ事務に精通しているからそれを出したというのは、ちょっと納得がいかないわけですよ。一応この協議会の代表だということであれば、これはちょっとその辺がおかしいのではないかということで質問したわけなんですが。

事務に精通したといって、会長だってある程度大概こういうバス問題の場合に対して、事務的に計算しろということではないわけですよ。その辺のところで、要するに代表で協議会ですから、事務局長が出るというのはだれが見てもちょっとおかしい、私はそう感じるんですよ、ほかの人はどう感じるか知らないけれども。これはやはり区長会であれば代表区長だとか、あれは出ているわけです、この中で。それとこの観光協会と、あれが事務局長というのはちょっと僕は区長、連絡協議会長とか、婦人会長いろいろあるわけで、あとは各区の区長代理ですね、それと要するに17名ですか、これで形成されているのが、これがちょっとおかしいと思いますが、その辺のところ、これは委嘱したからやむを得ないわけですが、その辺のちょっと理由を。そういうことはちょっとおかしいんじゃないかなというような考えだと思います。

○議長（大野良司君） 企画調整課長。

○企画調整課長（渡辺修治君） その件ですけれども、今回のことば路線バスの問題協議会でありますものですから、そこでお互いに意見を言い合ってもらって問題点を探っていくことが本来ですので、それならば実際、そういう受け入れの深い人たちの方がいいんではないかということで選んだわけですけれども。そこに特に決定権とか何とかという、観光協会として商工会としての別に決定する問題ではありませんので、そういうことが1つ。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

[9番 石井福光君登壇]

○9番（石井福光君） これは委嘱したからいいんですけどね、そういうことであればこれはやはり大きな問題で、全体の問題の中で審議するんだから、事務局長よりはやっぱり会長がやるのがこれは当然ではないかということを言っているわけなんで、それはそういう事情の中では当局の方はそういう事務的にそういうものが知っているからそれを選んだということであれば、これは私があれでないけれども、私の考え方として、ちょっとおかしいんじゃないかということで、それは了承しました。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） もう一度オオタカ問題について質問願います。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

[9番 石井福光君登壇]

○9番（石井福光君） まあいいです、それはいろいろあの審議員の問題については、オオタカの問題は別問題なんで、それと関連して。業者が、今新聞の中で今のあれなんだけれども、

業者が入ったということは、やはりいろいろの委員の中でいろいろのものが出てこないと、要するに本当の建設的意見が出てこないのではないかと。要するにさっきのこの問題で言うと、やはり三和総研の方が経験がすぐれているのであれば、それによく流れに流されてしまつて、これを見ると本当に東海ありき、東海がやるべきだと、東海に任せるべきですよということになっているんで、それに流されないようにするにはやはりこれを審議会に業者を入れたということに問題があるんではないかということで、それは答弁結構です。

この問題については、いろいろ1時間かけても2時間かけてもいろいろこれあるんですが、例えば町長ひとつの私が調べた10年のときの川上村、長野県の川上村に僕も行ってきました。調べに行ってきましたよ。これは、だけどしかし町長が言うように、下田石廊崎間、一方でなくて、往復なものですから、これは当然この路線バスが、これは千曲川バスでもって経営ができなくなつて、これは当然川上村でそれをとつて、バス2台、通学バス2台、普通のバス2台、45人乗り2台、運転手4名ですね、3交代でやって、それで年間600万円浮いたと。そのときには年間2,400万円だったけれども、要するに村営にしたところが600万円、今では10何年やって6,000万以上の積み立てがあるということも言つてゐるわけです。それはこの前の質問のとおりで、ここは全然マッチしないわけですよ。だけれども、そういういろいろの工夫の中で、そういうものが浮いてくるんではないかと、それに関連してやはり通学バスが2台置いてあるんだけれども、その通学バスは当然路線バスとして走れないわけですよね。これはなぜ走れないかというと、文部省から補助を受けてるわけです、通学バスとして。だから路線バスとして金は取れないということであったけれども、それでは経営がなかなか大変で、2台バスを遊ばせておくということは、朝晩ですからね、通学バスの場合には、それでは経営ができないということで、文部省へ15回ぐらい陳情に行つたらしいんですよ。陳情に行って、どうにかこの通学バスを路線バスにしてくれということで、15、6回陳情に行った結果、それではやむ得ないということで料金のボックスをその通学バスに積んで料金を取るようになった結果、これだけの黒字になったというそういう例があるわけですよ。これはやはり文部省に、1回や2回ではなくて、何回も陳情に行った結果、やはり法律は一応だめなんだけれども、法律を曲げてもやはりその回りに負けたということで、事情を説明して負けたということはちゃんと出ているわけですよ。僕も質問してありますけれども、前町長のときにも。そういう結果が出てますので。今後の問題として、やはりそういうすべてのものを含んだ中で、きょうあしたに結論を出すということではないですが、いろいろやはり町民に納得していただけるような方法でやってほしいと思います。

それと現在の方法でも、私がこの路線バスの問題について質問するということが新聞に出

た関係ですか、3日間にわたって妻良、子浦の人から電話がありました。あなたは路線バスについて質問するらしいけれども、妻良、子浦については大変だ、吉祥でおりて、あそこでバスを待っているなんて、そんな不便なやり方があるかと。それは今後の問題だからいろいろと検討してそれは直しましょうと、私も不勉強でちょっとその辺わからなかったんだということで、3日間3人について電話があったんですよ、正直言って。それはぜひともそういういい方法で、今後また42条で行く場合には、そのいろいろの中で改革やなんかしていきましょうということで答弁したんで、またその点についてはよろしく努力してほしいと思います。

次に、看護婦希望者に対する奨学金制度の導入創設についてですが、過日の新聞でも南伊豆はなぜ住みにくいかという見出しが出ていて、物価が高いとか運賃が高いとかいろいろ理由はあると思いますが、やはり一番問題なのは、医療の問題だと思います。ここでは要するに病気になれないと、ここでは子供が産めないというような住民の声が多いわけです。それで、当地区においては一部の診療科目を、一部のというのは小児科とか産婦人科でしょうけれども、一部の診療科目を除き病院が不足しているわけではないが、設備や医療スタッフの関係で、地区外の総合病院、専門病院に頼まるを得ないわけです。救急医療については、その現状を端的にあらわして、管外の医療機関に搬送した患者数は、昨年度下田地区消防組合においては、1,940名のうち320名、16.5%。西伊豆消防組合においては1,155名のうち275名、23.8%。東伊豆は762名で511名、67%であり、救急医療に求められるのは数ではなくて質で、受け入れ体制であり、それにはそれなりの人員が必要なわけです。また賀茂地区では、安心して子供を産める環境も不十分で、現在、診療のみの病院も含め6軒の産婦人科医があるが、ベッド数に限りがあり、そのために地域外出産するケースが多いわけです。昨年、これもやはり11年度統計によれば、賀茂地区外の出産は下田市が40.7%、東伊豆が90.8%、河津町が71.1%、南伊豆町は50%、松崎町が55.4%、西伊豆が60.4%、賀茂村は100%、平均すると実に10人のうちに6人が地区外出産しているわけです。

そこで、この前、皆さんご承知だと思いますが、県伊豆健康福祉センターでは、賀茂地区7市町村を対象とした保健、医療、福祉を一体とした最新の伊豆圏域保健医療計画を本年度から16年度までの5年間、保健、医療の基本指針が示され、少子・高齢化の進行、介護保険制度の導入など、保健、医療を取り巻く社会情勢の変化に伴い、平成7年度のやつを見直したと。そういう新計画の中で、不足する医療機能の整備や保健、医療施設の相互の機能の分担、業務連携を含めるということで、これは8章からなっているそうではございますが、基本的事項と保健、医療圏の概要、地域ではぐくむ保健の充実、安心して暮らせる医療の充実

ということから構成されて、特に第2章の中で、保健、医療圏の概要で、賀茂地区のこれから課題として、先ほどいわれる保医、療供給施設の充実を図るとともに、今後は不足ぎみの産婦人科、小児科等の診療科目の充実、よりよい高度な医療供給施設の整備が課題である。また、医療は患者の身近な地域で提供されることが望ましいという観点から、かかりつけの医者等が地域医療を担い、これから支援を通じて地域医療の確保を図り、病院としての地域医療支援病院というのを整備するのが課題だとされております。これは一番身近なところは200ベッド以上というのは共立病院しかないわけですが、この地域医療支援病院というのは、医療法で原則して200床以上、また救急医療を提供する能力がある、それと診療所等から紹介される患者に対する医療を提供する紹介率が30%以上というのが条件で、これが地域医療支援病院というんですが、そういうものをいろいろ僕は述べましたが、要するに僕の言いたいのは、結論としてやはりそういう医療を充実するためには、これは医者だけではなくて、これ看護婦が当然必要になってくるわけなんです。当然現在も不足がちな看護婦、また将来に向かって各病院を充実させるためには、やはり看護婦がいなければ絶対できないわけです。

そのために、やはり少子・高齢化に向かっても進んでいくためには、そういうやはり病院を充実させるためには看護婦を養成する。そのためにはある程度の奨学金を出して、奨学金制度をつくっていただきたい、1人でも多くこの南伊豆町からそういう者の希望を受け入れて、奨学金を出していただきたいという考え方で質問したわけですが、町長の考え方をよろしく。くどくて申しわけないんですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 健康は幸福の基本であり、長い人生を元気で楽しく満喫できることが、町民の共通の願いでもあります。保健医療の指針としては、平成11年度に伊豆圏域保健医療計画、町では第4次南伊豆町総合計画が策定され、また保健計画も本年度策定いたします。この計画の中でも、健康については少子・高齢化の進行する中で、いつでもどこでも安心して必要な医療サービスの受けられる体制の整備を理念とし、長寿社会の健康づくりの重要性を考えております。

質問の看護婦、准看護婦の奨学金制度につきましては、多岐多様にわたる医療事情に対応した施設、機器の整備とともに、健康を支えるマンパワーの確保等と、資質の向上も重要な課題であります。伊豆圏域の現状は、平成12年度末で看護婦が205人、准看護婦318人のうち、本町での就労者は看護婦が65名、准看護婦が57名、合計122名となっております。

しかし、今後医療事情の多様化、老健施設の建設、その他厚生省で検討されている准看護婦の養成廃止案等考慮すると、絶対数は不足し、その確保も大きな問題であります。その確保については、現在ナースバンク事業による有資格者の掘り起こし、職場への復帰や、看護学校訪問募集等で対応しておりますが、東海道沿線と比べて、労働条件、生活環境も悪く、成果も難しい状況です。

奨学金についての現状は、県の貸与制度があり、助産婦、看護婦で月額国公立で3万2,000円、私立3万6,000円、准看護婦で国公立1万5,000円、私立2万1,000円を活用しております。また、本年度共立湊病院の運営を委託している地域医療振興協会が独自で奨学金制度を設置しております。看護婦で1人月額5万円、年間で60万円、定員は5名。

今後の対応ですが、老健施設のスタッフ確保、また町の活性化等を考慮し、若者の就労の場、機会創出を踏まえた中で、メリット、デメリット、公平性等を検討し、町の保健計画の中で前向きに検討させていただきます。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

[9番 石井福光君登壇]

○9番（石井福光君） 今町長から説明があったとおりでございます。共立湊病院でも今言ったとおり奨学金の、これは本来町で私が平成7年の初議会において、助産婦の問題について、やはり助産婦に奨学金をということで、前町長にも質問した経緯がございます。それで、それ以後やはりこれは当局の方でそういうものをつくるべきところなんですが、できなかっただんで、それで共立病院でこういう、町長が今言われた規定がありますが、奨学金規程というものを当然設けてある、これは今の説明のとおりです。月額5万円ですね。それでいろいろのその後についての就労についての規程というものをここに私も1部もらってあるんですが、それも病院は病院なりにやっておいて、だけどしかし共立てやるとある程度、3年の義務があるわけです。それがいやだという中でやはり拒む人もあると思うんですよ。町であればまた共立ではない、別な締めつけ方というんですか、そういうものも出てくるんで、やはり町でやれば町でやった希望者も出てくるんではないかと思うんです。そういう趣旨の中で、これから前向きの中で町長に考えていただきたいと思います。

それと、やはり今3次計画からのずっと4次計画にもありましたけれども、産婦人科と小児科についても、やはり積極的にこの医療関係と話の中で、まだ病院の50ベッド、今150ですか、50ベッドの余裕もあるうち、また50ベッド以上のものもできるわけですから、やりようによっては当然産婦人科、いろいろ細部にわたっていろいろ問題があることは私知っています。だけれどもそれについても、これは医師会とか、共立病院とかの話し合いの中でう

まくいく面も出てくるんで、これはやっぱり話し合いがなければできませんで、やはり町で子供たちを産めない、安心して産めないということの解決のためには、ぜひその点についてはお願いしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。積極的にやはり前向きに考えてください。

いろいろ申しましたけれども、声が悪くて聞きにくいところがあったと思いますが、ご容赦願いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 石井福光君の質問を終わります。

これより10時35分まで休憩をいたします。

（午前10時25分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ再開します。

（午前10時35分）

◇ 鈴木久香君

○議長（大野良司君） 1番議員、鈴木久香君の質問を許可します。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

○1番（鈴木久香君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

我が国の食糧事情、自給率は30%台であり、先進国中最低であります。ということは、ほかの国で人口が増加し食糧不足になった場合、我が国に深刻な食糧難の時代が来ると思われます。現在、農業は先行きが不透明だと明るい展望が開けないとして、後継者がほとんどいないばかりか、離農する方もふえているようです。今後の我が町の状況を推測すると、農業従事者の高齢化に伴い、5年から10年のうちに大幅な農地の耕作放棄が予想されます。

我が町でも、数年前からこれらに対する対策をとってまいりました。ことし、農業振興会の指導もあって、森林組合労務班、地元高校である南伊豆分校園芸科を卒業した仲間3名を含む班長が立ち上がってくれました。

町長の我が町の水田経営に対する考え方をお聞かせください。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 最初に、我が町の今後の水田対策等についてでございますけれども、本町の11年度現在、水田面積は206ヘクタールであり、このうち生産調整面積が125ヘクタール、差し引いた81ヘクタールが水稻作付面積であります。

このような状況の中、水稻耕作者の方々も厳しい圃場立地条件の中、高齢化また担い手不足等により、毎年4から5ヘクタールずつ減少しております。また、この3月下旬におきまして、加納周辺の水田を1人で8ヘクタール余り耕作しておりましたある小作農家の方が、病気となり休耕するとの話があり、町農業振興会を中心に関係機関等といろいろ検討していただき、代替耕作者にお願いし、水稻の作付ができることとなりました。

いずれにいたしましても、このままでは農業者の高齢化、担い手不足等により、5年、10年後には栽培農家がさらに減少することが予想されますが、特に圃場整備により造成された優良水田等については、伊豆太陽農協及び町農業振興会、また平成12年度から施行された遊休農地解消総合対策事業の有効利用を研究し検討してまいりたいと存じております。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

[1番 鈴木久香君登壇]

○1番（鈴木久香君） 今後このような方式で行っていくにしても、先ほど伊豆太陽農協の指導員によると、いろいろの問題があるけれども、現在の機械の能力は低く、限界がある。これから万全な体制で経営を行うには、新規の機械導入費が1,000万円以上は必要であると聞かされました。このようなことから、我が町でも農業を代行する法人を設立することも必要ではないかと私は思います。このことについて町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 農業生産法人についての質問でございますけれども、これからも視野に入れて検討していきたいと考えております。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

[1番 鈴木久香君登壇]

○1番（鈴木久香君） ありがとうございます。

水田農地については、私たちが先祖からいただいた大切な財産であります。食糧対策、環境保全、災害対策、各面から見てもとても重要なことだと思います。町当局として適切な対策をお願いいたします。

続きまして、遊休地、荒廃地の活用、復元について。

これは全国的な傾向であり、我が町においても、高齢化、後継者不足のため耕作していない農地が随所に多く見られます。我が町でも数カ所に見られますが、特に手石地区の農地が大きく荒廃し、目を覆うばかりの状態になっております。耕作放棄のおそれのある農地の受け皿に、法人を設立し地域の担い手を補完するやり方、都市で生活している人が週末を利用

して泊まりがけでゆっくり野菜づくりを楽しめる滞在型農園の設立、計画作物の栽培の推進、農家が耕作できなくなった農地を非農家に提供し、利用料として現金を得ることができる。耕作放棄農地として置いておくよりも、環境保全の面からも望ましいことと私は思います。

町長は、こうした遊休荒廃農地の活用についてどのような施策をお考えですか、お聞かせください。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 遊休荒廃農地の活用、復元についての件ですが、町内を見渡しますと、あちらこちらで荒廃農地が目立ちます。この主な理由といたしまして、小規模で立地条件が悪く、生産性が低いこと。2として農業就業者が高齢化し、さらに担い手が不足していること等により、荒廃農地が増加している傾向が考えられます。このような条件のもと、比較的優良な団地についても、地権者の了解のもと、活用、復元できるなら生産性のある作物の選定あるいは農地の集積等困難な問題はありますが、先ほど述べましたとおり、担い手の確保や農業生産法人等の設立に向けて検討してまいりたいと思います。

また、手石の和田原についてですけれども、地権者が160名ぐらいおりまして、まず所有者の意思の確認をしなければならないということが前提条件になると思います。それについて、この6月13日に和田原農耕地打ち合わせ会ということで、整理組合の代表者が町に来ることになっております。また伊豆農林事務所の方へと、5月25日に一応打ち合わせをして、これから15町歩という本当に一等地をいかに活用するか、いろいろ法的な規制がありますもので一概にいきませんけれども、町としてもこれからプロジェクトチームをつくったりして、積極的に取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

○1番（鈴木久香君） いずれにせよ、観光立町を掲げる岩田町政として、我が町の荒廃農地の活用について、郡下他市町村より一步踏み出した積極的な対策に乗り出していただくことを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君の質問を終わります。

◇ 漆 田 修 君

○議長（大野良司君） 6番議員、漆田修君の質問を許可します。

[6番 漆田 修君登壇]

○6番（漆田 修君） 通告に基づき一般質問をいたします。

第1番目の賀茂地区障害者施設拡充についてでございます。

戦後50年を経過した社会福祉の枠組みを、新しい時代に合った形に改革する基礎改造構造改革が進行するとともに、それを裏づける社会福祉事業法等の改正も本年度中には行われると伺っております。

さきの一昨年前、ちょうど6月議会ですが、私はハートフル伊豆プラン21、賀茂郡の障害者計画委員会の策定したプランニングに基づきまして、我が町の課題とする問題点等について質問した経緯がございます。その中では、主として授産施設等の新規南豆地区の新設についていかがでしょう、我が町の当局の考え方を改めて確認等を込めて前回質問した記憶がございます。

今回、平成15年をめどに、15年と申しますのは、措置制度から利用制度に変わる節目でございます。そういう時点にかんがみ、その施設の整備拡充が現在急務とされておりますが、郡町村会の動向や県及び各既存施設間の動向は現在どうなっているのか、まずそれについて第1点目をお伺いしたいと思います。

そしてあわせて、当地内所在の差田の希望の里というものがございます。皆さん、これご存じのとおりですが、そちらの方に実はその郡の首長会議の意向、正式な意向かどうか私はまだ確認しておりませんが、もしくはこの町長の恣意的な判断で行かれたのかちょっとわかりませんが、そういう、建設に対する打診があったと伺っております。

一方、広域事務組合つくし学園との方針との絡み、もしくは整合問題もありますが、つくし学園は確かに「児」から自動的に「者」になる方が非常に多ございます。したがいまして、その「者」に対する施設の拡充問題も実は組合議会として今議論されておるところであります、そちらとの整合の問題ですね、動機をどのようにとるかというような問題もあります。それで、郡町村会首長会の意向とあわせまして、町長のそれに対する見解はどうなっているのか、それが第2点目でございます。

それから、去年の6月のやはりハートフル伊豆プラン21に関連しまして質問しました、実際の施設ですね、この建築について。これは当時町長は答弁書の確認によりますと、中規模程度のものを広域でやったらどうだろう、しかも授産施設内で制作するその販路の問題もある、扱い品目の問題もあるので、それは検討事項として保留させていただきたいと、そういう趣旨の答弁でございました。今たまたま竹の炭ですか、これが非常にいい好評を受けておりますので、授産施設でそのようなものも対象にしていけばある程度の採算性が見込まれる

んではないかと私自身は考えておりますが、それが 3 点目でございます。

次の 4 番の方も、つくし学園関係については質問が、要旨を見ますとされておりますので、私はそういう全体の動きとか、そういう動向、そして町長のそれに対する見解、その程度で結構ですので、ご答弁を求めたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 平成 8 年に、賀茂郡下市町村伊豆つくし学園担当課長による伊豆つくし学園施設改良検討委員会を発足し、施設の老朽化、処遇、設備上の問題、生活推移、防災上の問題、在宅サービスの推進を改築の必要性として、また伊豆つくし学園の地域での役割として障害者プランに広域圏で対応するために、また賀茂地区を一つの福祉エリアとして知的障害者のライフケアを確立するために、幼児期、児童期、青年期に対応できる地域福祉センターの機能を持つ施設として整備する。整備計画として、幼児部門はデイサービス事業、言葉の教室、児童部門を伊豆つくし学園児童寮、成人部門を伊豆つくし学園青年寮、在宅福祉部門は地域支援センター・デイサービス事業、ショートステイ事業、各種在宅サービスとし、こうした将来の整備計画の中で核となる伊豆つくし学園児童寮、伊豆つくし学園青年寮の建設が必要であり、平成 11、2 年度の 2 カ年で実施するとの検討結果となりました。

その後、負担率の問題や、種々の事業が民間委託されるなどの状況下にある中で、伊豆つくし学園青年寮の設置を見直すべきである。また幸いなことに当管内に障害者施設の社会福祉法人差田希望の里があるので、障害者については差田希望の里へお願いできないかなどの意見が、伊豆つくし学園運営委員会及び平成 11 年 12 月 27 日の賀茂郡下首長会議で出され、今後差田希望の里が成人施設を同設してもらえるならばその方向で検討することになり、差田希望の里の意向を南伊豆町が一任されたため、平成 12 年 1 月 6 日に差田希望の里、そのほか施設長と差田希望の里増床計画などについて話し合いをいたしました。

その結果は、差田希望の里、外岡施設長より、平成 15 年度から措置が県から市町村へ移管されることにより今後の経営に不安があるが、グループホームや授産所の建設をし、差田希望の里を魅力ある施設としたい。増設にした場合、用地取得費や建設費などを広域で負担していただけるならば、またグループホームや授産所の建設についても補助を願えるならば理事会で検討したい旨の回答を得ました。

本年 1 月 21 日、南伊豆町総合計算センター運営会議終了後、各市町村長にこの旨報告いたしました。その際、成人の 30 人については、差田希望の里でお願いする。建設補助金につい

では1市5町1村で負担する。児童の30人については伊豆つくし学園で受け持つということで意見の一致を見ました。今後具体的な作業として、前述の方向で県、差田希望の里、伊豆つくし学園及び各市町村担当課長を含めた中で詰めていくことになります。平成12年度中に差田希望の里の結論をいただき、つくし学園運営委員会や、首長会議で詰めていく考えであります。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

〔6番 漆田 修君登壇〕

○6番（漆田 修君） 非常に前向きなご回答を賜りまして、私は心から喜んでおるところでございますが、確かに、つくし学園の増改築、全体のキャパシティをふやすということは非常に費用のかかることでございまして、7市町村の負担もより一層増すであろうという背景が実は裏にあるわけです。

そういう中で、例えばたまたま南豆地区にそういう授産施設もないということもあり、差田希望の里のハードについては資金的なコスト負担の問題もありますし、ある程度の運用に対するノウハウはあるので、ある程度引き受けてもいいよというようなニュアンス的なものは持っているみたいであります。

そういうところで、要は私は町長が恣意的な判断で勝手に行ったんだと思ってちょっと危惧しておったんですが、そういう首長会議での合意のもとに基づいて伺ったということを聞いてひとまず安心したんですが、要は、その当事者、要するに障害者ですね、それからあと施設を運用するサービスの要員の方々に負担のないように、不幸になるのも結局当事者である障害者自身なのでありますし、そのサービスの質の問題も当然あると思いますが、その辺まで見きわめて最終的な南伊豆町としての意向を首長会議で鮮明に出していただきたいと、そういうことを要望してまいりたいと思います。

福祉課長の方は何か細かいあれがもしありましたら答弁を賜りたいと思います。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 授産所施設ということで、3番目のあれにありましたすけれども、横嶋議員の方からもこれに関する質問がされておりまして、授産所施設については確かに漆田議員がおっしゃるハートフル21プランということでは2カ所ということでありますけれども、私はこういったところを利用する方というのは、どうしても足のない方ではなかろうかと、ひとりでバスに乗って、車を運転して行ける方というのは非常に少ないのではないかなと、まれではないかなと思いまして、やはりそういうものをつくるのであれば、この計画にはちょっと外へ出るかもしれませんけれども、やはり町にないと利用者が非常に不便で

あるというふうに思います。

そこで、先ほども質問の中にも竹炭云々ということがありましたすけれども、実は私もこの4月にこの人事で福祉課長になりましたから、差田希望の里へと下の施設をどうだろかというような話の中で、外岡施設長が私のところへ3回ほどまいりました。その中で話をしていく中で、授産所施設ということになりますと、非常に知的障害者というようなことになりますので、なかなか難しいと。

実は、我が町でも、手をつなぐ親の会の方に授産所施設はどうだろかということでお話をしてあるんですけれども、やはり彼らは彼らで運営が非常に難しいということで、私も科目の中に全部で4カ所ほどありますけれども、一応黒字経営をしているのはすぎのこ作業所である、あとはみんな赤字経営であると。その中でやはり町村の方で運営費の補助等々を持たないとてもやっていけないというのが実態だという話を聞きましたので、今彼らはそういう品物をつくるにやるとしたら非常に難しいのではなかろうかと、一般の方でさえもある物を製造してそれを売って利益を上げて運営費に充てるということは非常に難しい中で、特に知的障害者の方がそういうものをつくるというのは難しいだろうということで、外岡施設長ともちょっと話をしたのが、今竹炭が非常に話題になっていると、そういうことで竹炭なんかであれば、今のところある高齢者の方が昔炭焼きをやったノウハウを持っている方が今現在いらっしゃるものですから、そういうものもやった方が下手な陶器をつくる、木工品をつくるというよりも、竹炭なんかの方がある程度利潤が上がるのではないかという話もしました。

ですから私も外岡さんとそういう話をし、なおかつ外岡さんも入間でやっている花づくりですか、あれも高齢になったためにだんだん少なくなってきたというような話もしまして、外岡さんは外岡さんでグループホーム等でそういう花づくり等をやってみたいなどいう話もありましたので、私も授産所施設等々やるんであれば、竹炭ならば指導者が竹を切り倒して、それを程度の度合いによって作業分担を決めてやれば何とかできるのではないかなどいうふうに考えておりますので、その辺も今後本当に検討というとこの前も報道で出ましたけれども、検討していきたいというようには考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

[6番 漆田 修君登壇]

○6番（漆田 修君） お二方、町長も担当課長も、非常に前向きなご答弁を賜り私はうれしく思っております。特に授産施設については、そういう各地区からの非常に少量の要請、量

の少ない要請なんですが、そういうこともございますし、ぜひとも話題を大きく広げて、郡内に持ちかけて、ぜひ実現の方向で努力をお願いしたいと思います。

今度は、次の第2番目の、時間も10分たっていますもので2番目の質問に入りますが、地方自治体のITが、これは情報技術、インフォメーション・テクノロジーというぐらいに言っておりますが、そういうIT化について、特にその中で地域情報化について質問をさせていただきます。

自治省は、地方行政の情報化ということについては、行政情報化と地域情報化と2つに線引きをして、各都道府県を初め各市町村に行政指導をしている。平成8年ごろだと思いましたが、ちょっとはっきり記憶がないんですが、そのころ自治省は各市町村に対して行政指導したというふうに伺っております。)

その地域情報化というのはどういうものであるかと、これは町長が第4次総合基本計画の中でも、そういう内容のものを文面としてうたっておりますが、その情報化というのは、直接地域住民が情報化の恩恵を受け、多様化する情報通信メディアを利用して豊かで活力のある住みよい地域づくりの環境をつくっていくことであるというぐあいに定義しておるわけであります。)

このように、地域情報化は情報化に積極的な地方公共団体や関係省庁の補助金施策などを中心に年々進展してきているところでありますが、全国3,300の市町村のうち、悲しいかなまだ21%、800弱ぐらいの市町村しかまだ施策検討の段階には入っていないのが実情であります。

ではどうしてそういう地域格差があるのかと申しますと、年次というより基本計画ですね、南伊豆町でいいますと第4次総合計画がありますが、その施策の優先順位が非常に低いということなんですね。まず社会資本整備であるとか、教育であるとか、福祉を最重点にして、どうしてもこういう地域情報の促進に関する施策というのは、優先順位が低いということが第1番目の理由ですね。そして、あと費用対効果に対しての、費用と効果に対してのメリットが即反映されない。したがって、首長はそれに対する投資に対して首を縦に振りにくいのが実情である、これが2つ目ですね。それから3番目が、情報化を専門に進める部署や人間がいないということ。あとそれから先進的な事例、パイロット事業は別にしまして、先進的な事例で成功したケースが非常に少ない、そういう理由で地域の格差がなかなか進まないものだと言われております。)

例えば、その地域の情報通信基盤整備事業、こういう表現を自治省はしておりますが、その中で私は第4次新総合計画の中でも申し上げましたが、町の計画は各公共施設と各住民を

ネットワークで結ぶ手法としてインターネットという表現をしておるんですが、実はちょうど1カ月前、インターネット、単と単、単と複というような結合になりますが、CATV重視化が非常に専門の文献の中でもいろいろレポートингされております。その中ではたまたま南伊豆町ではCATVの組織が難視聴地域を主体にするNHKが補助を出しているゾーンで、それからあと下賀茂CATV、現在ここで放送されていますね、これは録画してCATVを下賀茂の400世帯に放映しておりますが、こういったもの、それからあと手石地区、それから青市地区ですね、そういったCATVのゾーンが各ございますが、CATVの整備、それからCATVがプロバイダーとつなげてインターネットが将来的にはできるようになりますよ、ホームショッピングができます、ホームバンキングもできます、要するに金融機関とのやりとりですね。それから各種情報も各テレビの画面から取り入れることができます。そういう意味でいきますと、こういうCATVの重要性は今後ますます増すのであります。

そこで、仮に市町村が主体となってCATVのネット化を進めた場合の財政措置なんですが、財政担当がおりますが、その経費については地域総合整備事業債、これは財政力指数により元利償還金に対して交付税措置がある事業でございますね。そういったものであるとか、例えばCATV事業を公営企業で仮に一部門、全部ではないですよ、一部門やった場合には、公営企業債、一般会計債と同じく公営企業債も一部それが交付税として措置されるというふうな財政面での恩典もありますので、ぜひともCATVの全体のネット化というのは、現時点の状況でいいますと、各電気屋さん、電気設備屋さん、そういったところがやっておりますので、非常に利害調整が難しうございます。

したがいまして、行政がある程度イニシアチブをとってやりますと、非常にやりやすい面があるのではないかと私は類推するわけですが、そういう意味でぜひとも、非常にやっかいな問題でございますが、行政がちょっと手助けをするだけでできる可能性があるのではないかと判断をしております。将来的に、今言われたからどうのこうのではないんですが、それに対する町長の見解をもしくは担当課長の見解を賜りたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 南伊豆町は多くの地域が難視聴地域であり、主としてNHK放送も、難視聴を解消する目的で地区ごとに有線テレビ組合を設立し、その解決を図ってきております。現在、下賀茂地区を中心とした有線テレビ網が1日のうちに数時間、自主番組を作

成、放送しております。今後は情報化社会の進展とともに、インターネットやご質問のCATVによる住民等との双方の情報の共有が必要になることが考えられます。

南伊豆町での情報施策としては次のようなものが考えられると思っております。

新世代地域ケーブルテレビ。地域に密着した映像情報を提供するケーブルテレビを整備し、緊急情報、教育情報等、町民の生活に必要不可欠な文化教養情報など、多様な情報の提供をすることができます。

2として地域インターネット。地域の教養、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るために、インターネットの技術を利用して地域の高速LAN、地域インターネットの設備をし、地域の方々に公共分野の情報サービスの提供が可能となります。

3として自治体ネットワーク施設。高度なネットワークを通じて役場、学校、病院等の公共施設を接続し、南伊豆町の公共分野のアプリケーションの開発導入を図ることもできます。

以上のような3点が考えられますが、急速な情報化の進展など、今後種々の状況の変化に対応しながら考えていきたいと思っております。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

[6番 漆田 修君登壇]

○6番（漆田 修君） とってつけたような話でありまして、町長にしてみれば唐突だという感は否めないと思うんですが、確かに行政情報化ということについては、南伊豆計算センターを核に、各自治システムは完全に——完全にというか9割方IT化されていると思います。

個別の補助事業の、要するに交付税絡みのものについては、国保の保健事業であるとか、これから今4月にスタートします介護保険事業、それに対する個別の補助事業は、要するにコンピューター化ですね、それは当然国の方も考えておりますが、全体的な地域情報化ということについては、まだまだ南伊豆町についてはおくれているのが実情ではないかと思っております。

そういう意味で、CATVの重要化ということは、今現在のCATVの単体の組織においての財産、財源の問題を統合するというような問題もありますし、それからあと既存のネット、既存の回線をつなげた場合、最終端子と端子をつなげた場合、そういう技術的な、例えば今ここで放送しておりますが、町の出初め式であるとか、町民大会であるとか、小中学校の入卒業式であるとか、そういった町のイベントもしくはセレモニーに対する放映をやった場合の、その回線の統一化という技術的な問題もあるかと思うんです。

あと、CATV同士で資金を拠出して、放送協会なりをつくってそちらの方で半公営企業的な、例えば施設運用するとか、そういった手だけではまだたくさんあると思いますので、

ぜひとも前向きに検討されていくことを望みたいと思います。

これに対する答弁は結構でございます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（大野良司君） 漆田修君の質問は終わります。

◇ 横嶋 隆二君

○議長（大野良司君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） それでは通告に従って一般質問を行います。

まず最初に、今日の情勢についてですが、政府が発表した統計によりますと、今日の失業者総数は史上最悪の約350万人を超える。そして、質問にも出た日本の食糧自給率は40%を切る状態、老後の社会不安、こうしたもののが増大しております。

こうした中で先日の6月2日に衆議院が解散されました。地方自治の立場に立つ私たちは、今こそこうした政治の中で町を歩いてみると、本当に仕事がないあるいは介護の問題でも将来不安がある、こういう声をいつでも聞く、不安な状態が渦巻いているという状態です。私たちはこの住民の声に真摯に耳を傾けて、そして国の悪政から住民の生活を守っていく立場にしっかりと立つことが求められているのではないかでしょうか。

こうした点で、きょう質問する子育ての問題、そして障害者の問題や高齢者の問題については、いわゆる社会的な立場では弱いところ、ここに保育や介護保険、高齢者の問題などの措置制度がこれまで撤廃されてきて、障害者問題でも措置が切られようとしている。公的な責任のこれが引き上げ、こうした中で住民の生活あるいは声を本当に自治体がしっかりと見守って、そしてこれを守っていく、その声を訴えて改善やあるいは前進を進めていただきたい、その思いで質問を行います。

まず、最初の子育て支援と保育行政の課題であります。

この問題、最初の質問では策定されたエンゼルプランの実行に向けて現行の保育サービスをどのように考えているかということになりますが、これは平成10年から準備をされて去年現町の体制が就任直後に策定されたわけですが、実際の産出の状態、そして担当者も4月にかわられた中で、やはり現状のあるべき姿と今後の方向についてまずどのように見られているか、その点を聞いてから質問を進めていきたいというふうに思います。最初、現行のサービスについてまずどのように考えられているかということについてお答えをいただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

平成11年3月に策定された南伊豆町児童育成計画は、近年の出生率の低下、核家族化の進行、生活様式の多様化、共働き家庭の増加などにより子育ての環境が大きく変化している中において、さまざまな施策が展開されておりますが、今年の4月1日現在において、手石保育所111名、定員120名、差田保育所43名、定員45名、南崎保育所23名、定員30名、南上保育所37名、定員45名、合計214名の児童が保育所に入所し、入所待機児童はゼロ人となっております。一応の成果は上げているものと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） 同じ質問を福祉課長。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 要するに現行のものはどうであろうかということだと思うんですけれども、確かに現行ではそれなりに延長保育等やっているわけですが、中には5時半ですか、というようなことで、共働き世帯というか、要するに保育園に入れる子供の保護者というのは保育に欠けるから入れるということであって、当然5時半程度の延長であると、今の私の考えでは保護者の勤務圏というのは中心は下田ではなかろうかなという考えを持っております。中には南伊豆町内に勤めている方も相当いらっしゃいますけれども、そうなりますと大体の勤めは5時までとした場合に、これ官庁あたり5時等が多いんですが、5時に終わって5時半までに下田からこっちへ来るというのは非常に難しいというようなことから、パートに勤めているのが多いということを聞いております。

そのような関係で、やはりこういった時間を延ばす必要がありはしないか、要するにある程度そういう勤務とあるいはまた保母の数にも影響が出てきますけれども、そういうようなものも見直す必要があるのではないか。あるいはまた盆休みであるとか春休み等々についても、もう少し違った考え方を持った方がいいのではないか。あるいはまた4月に入園しますと、ならし保育というものをやっております。そういうようなものも見直す必要がありはしないかと。

といいますのは、よその町ではならし保育をやっているところもあればやっていないところもあるというようなことで、その子供を見てならし保育が必要な子についてはならし保育をやる、そうでない子はそのまま在園児と同じような形で預かるというようなことも必要なかろうかということで、今現在現場の方と、今後そういうことを考えていきたいと。

例えば、よく盆休みのことを横嶋議員は言われますけれども、今まででは盆休みで親類縁者は子供を連れてよく来るということで、盆を休みにしたりなんかしていることでやっていましたけれども、ただし保育に欠けるような場合には預かりますよということでやっておりますけれども、中にはそういうことだと預けにくいという保護者もいるということも聞きました。であれば逆に保護はりますよと、ですけれどもそういう子供たちの友達が来たとか何とかというときにはどうぞ休ませてくださいというような方向にすれば、そういった人々は気軽に預けることができやしないかというようなことも考えました。

また、春休みにつきましても、新入園児は別なんですけれども、新入園児と、その卒園園児、要するに就学前の園児は別なんですが、そのほかの園児についてはできる限り春休み等々なくしてやっていったらどうだろうかなと、もうそういう時代ではなかろうかということも園長クラスには話し合っております。

また、時間延長についても、私は各園それぞれ今現在31名の、時間延長にやっている子供がいますけれども、もう少し突っ込んだ中で、保護者に対してのアンケート調査をとり、大体何時ぐらいまでを望んでいるのか、何人ぐらいいるのかというものをアンケートをとった中で現員体制ができるものなのか、それとも臨時にあるいはパートで夜間の場合7時ぐらいまで仮にやるとしたら、5時から7時までのパートを雇ってやらなければならないことなのか、そういうことをアンケート調査した上で検討してみたいと、このように私は考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） 次の質問通告の中にも触れていただいているようですが、今日本が全体的に少子化の傾向が著しく顕著に進んでいるということで、この少子化というのは、国民と民族の将来を左右する大問題であるということなんです。こういう認識でさまざまな取り組みが開始をされつつあるんですが、実際には国の政策はそれに逆行することもあるということ。同時に、その本当に民族の将来ということを考えるときに、南伊豆町のような過疎指定の町では、やはりそれが顕著になってくると言えるわけです。その地域で、南伊豆町は一応の保育サービスの成果をおさめているということがありましたけれども、これは保育所の数そのものもこれまでほかの賀茂郡下の自治体よりも保育所の設置の数等々があったために、この地域を守ってこれた。それが保育所だけの問題ではない、従来の形だけで問題をとらえるのではなくて、少子化の傾向にまた合わせるのではなくて、本当にそれを

どうしていくか、住民の皆さんやあるいは子育てをしている人々の切実な声に耳を寄せて、これを進めていかなければいけないというふうに思います。

福祉課長には事前にこうした内容を話ををしておったわけですが、現行の保育の時間は8時から16時で、時間外は7時40分から18時ということですね。これに対して、時間の問題に関しては実際にまたアンケート調査をした上でこれを検討したいと、現場との話を進めているという話がありました。

そこで私調べてみましたところ、実際その就労の形態、今までより人口が多かった10年前、平成2年のこれは町勢要覧を持って来ているんですけれども、この当時の児童数、これは統計でいうとゼロから就学前の統計がないもので、ゼロから9歳の人口ですけれども、大体就学前に見合う人口で昭和60年の時点では人口の対比で9.93%、約10%いたものが、平成11年の同様の統計では7%まで減少してきている。一方では措置児童の、措置というか、今措置がなくなりましたけれども、平成2年の措置児童は児童の数が多かった時点で182名ですね、それで平成11年度では、これは4月1日現在で203名、先ほど町長がおっしゃられた今年これが214名という数が出ているわけです。これは保育の要求と同時に、やはり子育てしている世代の皆さんのがこの経済状態、不況の中でやはり働きに出ざるを得ない状態が、これが切迫しているということであるわけです。

そういう点から見ると、やはり先ほど時間延長という話がありましたけれども、私は保育の質を落とさないで、この8時から16時という現行の体制、これは時間外ということを言っていますが、実際は母親の皆さんこういう時間帯があるのでパートをせざるを得ない、一応サービスの成果をおさめているという表現が町長から出されました、実際には我慢したり現状に合わせて苦労されているわけです、工夫をしているというんですかね。

そういう点から考えれば、これは何のために保育行政があるかということですね。もう一度、町長初め担当者の間でこれを考えて、そして今進んでいる少子化の問題と同時に就労を保障する、子供たちが小さい年齢のときからも集団的にこの成長をかち取っていくという就学前の教育、こうした点を洗いざらい出して、住民の皆さん若い人たちの要求にこたえて、これが安心して子育てできる地域にしていく、そういう模索をぜひともこれは実行するべきだと。

3月に議決をした第4次総合計画での子育て支援の要求に対しては、保育費の軽減等とも出ていますけれども、2番目には保育サービスの充実ということが上げられているんですね。この点しっかりと受けとめていただきたいということ。この点で先ほど時間の延長ということがありました、今いろんなサービスの中でやはりしっかりと就労ができる状態をやると

いう上で、98年に厚生省の児童家庭局長で、保育園の開所時間について11時間これをあけておくというそういう通知があるというふうに思いますが、これは福祉課長は認識されているでしょうか。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） まことに申しわけありませんが、4月から来たばかりだもんでいまだにわかつております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） 私は、実際の若い人たち、私自身も子育てをしながら4人の子育てをして今2人を預けておりますが、同じ世代の皆さんは本当に今の不況の中で生活していく上でこうした現場の声を上げているわけですが、同時に措置制度を外した厚生省自身が11時間保育、都市部ではもっと大変な事態が生じているわけですが、こういう通知を出しているんですね。現行の7時40分から18時という時間外については、これでも10時間20分なんです。こうした点から見ても、これは今の現場の要求と同時に、保育の制度そのものからもきちんとこれをしなければならない。

こうした点で、福祉課長は先ほど盆や春休みの現行の制度の見直しですね、実際のならし保育、これを実際に進めてほしいということ。

また、もう一つ、母親クラブとか、小中でいうPTAの活動、これが内容によっては保育園とか遠足とか運動会等々も担うという、なかなか実際には保育に欠けるという子供を預かると標榜していながら、実際にはそういう保護者がおざるを得ない場面が多々あります。こうした点について課長はどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 母親クラブ等につきましては、やはり保育所を預かってそれぞれの親御さん預けているわけですけれども、お互いの保母とあるいはまた保護者同士、あるいはまた子供同士、子供と保護者その交流の場ということで今まで遠足であるとか、運動会等でやっておりました。そういう趣旨でやっておりますので、それも非常に大事なことかなと思います。

そういう中でやはり役員を受けた方、どうしてもこういうものに出なければならぬといふようなことで、非常に負担であれば考えていかなければならない、そうではないかなと私はそう考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番(横嶋隆二君) この全体の問題で、最後に町長にお聞きをいたします。

今一応の成果をおさめているという保育であります、現状の現場の声、若い、子育てしている間には切実な要求が渦巻いているという点、これにこたえてまさにこれにこたえるその指針として児童育成計画の中身も沿ったものも盛られているわけですけれども、現状の保育のサービスを向上させていく、そして資質を後退させないという点ではそれなりの決意、ゼロ歳児保育などを実施するにしても、それなりのマンパワーですね、人員の配置が必要だというふうに思いますが、この点について町長の決意のほどを認識を最後にお聞かせいただきたい。

○議長(大野良司君) 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長(岩田 篤君) お答えいたします。

本年度からエンゼルプランに盛り込まれている一時的保育事業について、差田保育所で対応することとし、5月に1人受け入れいたしました。今後は、保護者へのアンケート調査等により保育ニーズを把握し、エンゼルプランとの整合性や財政、人事面等の調整を図りながら、実行に向けて検討していきたいと思います。

○議長(大野良司君) 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番(横嶋隆二君) ぜひこれは、事は少子化の問題、私はこうしたところでの人的配置、実際公的な面での人的配置、この不況のもとにということもありますが、実際にはこうした社会保障を充実させることが住民の皆さんのが安心して働く環境をつくるという、まさに地域の土台づくりで、かなめであります。こうした点でしっかりと作成したプランを実行して、住民の要求にこたえることをこの項の最後に注文して次の質問に移ります。

伊豆つくし学園の施設改修と障害者福祉行政についてであります。

1番目で平成14、15年度の児・者伊豆つくし学園施設増改築計画の進捗状況についての確認、そして2番目に計画の変更についての事実経過についての説明ということで、これについて先ほど同僚議員の質問の答弁がありましたが、再度この点で私が確認しておきたいのは、私もつくし学園の一部事務組合に臨んで5年目に入りますが、2月に行われたつくし学園の時点では、こうした詳しい報告は行われませんでした。この点で、先ほど町長がおっしゃられた昨年の12月に行われた賀茂郡下市町村長の合意というのは、これは7市町村長が全員出たのか、出席されているのかどうかということ。それと、既に1月6日にこの差田希望の里

に話に行っている。賀茂郡下市町村自治体の負担の問題について、額ではなくて話をしたということですが、これは用地、建物、それぞれになつてもう一度この点聞き取りが悪かったものでお答えしていただきたい。この2点。

それと賀茂郡下の市町村長の合意では伊豆つくし学園組合に関してへの対応、説明に関してはどのように話し合われたのか、この点をまずお聞かせいただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

12月27日に賀茂郡下市町村全員出席されたのか、下田市長も出席されたのかというわけですけれども、ちょっとそれについては調べなければ具体的な——市長が出席したかどうかというのもちょっとこの点については、後で報告はしたのか、報告はしましたけれども、その日に現場にいたかどうか、ちょっと今のところはわかりません。一応報告はしております。

そして、あとは建物とか下田市長も話し合ったところで、下田の方が伊豆つくし学園のことがあります、それについて要するに下田の課長を踏まえた中で今後の話し合いが必要ということの要望があり、下田の、これは1月21日ですか、それではちょっと済みません。

〔「町長、出席していたら本人が確認できないことはないでしょう。きちんと」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 1月21日南伊豆総合計算センターの運営会議終了後に市長もいて報告しております。

そして、あと授産所の建設については、そのときに要するに土地の用地確保とかそういうことについて、できたならば全員で協力して下田市のつくし学園の兼ね合いもありますもので今後話し合っていこうという、そういう段取りで話をいたしました。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） ちょっと疑問があるんで。

12月27日の会議には岩田町長は出席をされていたのか。それでその場に7市町村長は全員出席されていたのか、自分が出ていればわかりますよね。議事録がきちんとあるのか、市町村長の会合であれば。

それでもう一つ、今この計算センターの後に下田市長に報告をしたということですが、事

後報告で下田市長にはされたのか、12月27日の全員出席かどうかの件も含めて、ちょっとこれは事実確認なんで、質問というよりは。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 12月27日には賀茂郡下首長会議で、下田市長は出席はしておりません。その中に、全体の中でそういう流れがあるということを下田市長に後で報告はいたしました。そして1月21日にはセンター運営会議終了後、全体でまた話し合ったというそういう経過です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） これは、1月のその今まで私たちも、つくし学園に4年いて議員の視察もすべて児・者併設の計画で、それを議会も確認して、この視察を行ってきたわけです、議会と執行部等々。ところが、いつもつくし学園の議会の管理者である下田市長が出ているわけですが、方針の変更をするときになぜ首長会議をやっている日が、これは事前に時間がわかっているわけです、日程が。出席しないで下田市長なしで方針の変更が出されたということですか。出席をしていないと言いましたね、今ね。

これは事後報告で1月21日に報告したということでしょう。その前も、もう見切り発車をして1月6日の時点で差田希望の里に行っているわけです。これは手続上からいってもとんでもないことではないですか。全く私も2月のつくし学園の議会でも話がされない理由というのは、きちんとした方針の変更があれば、実際に行動を始める前に議会に承認を得るということは当然のことですよ。それがされないで、こんなことをされていて、しかも差田の希望の里は条件が提示されればやるなんてということは、私は再三今の施設長そして前の施設長にも当たって確認をしてきたんです。この点についてもう一度、なぜ、出席の手続上の合意がこれは非常にでたらめだということ、差し戻しをして伊豆つくし学園の議会を一部事務組合というのは2回しかないんですね、1年にね。それでその間にこういうことをやられてはとても心外だし、議会軽視で差し戻しをしてつくし学園の臨時会を開いて、きちんと7市町村長首をそろえて説明をすべきだということ、この点どうですか。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） わかりました。

一応横嶋議員の質問も、もっともですから、一応櫻井町長とも相談して近日中に取り計ら

いたいと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） 今櫻井さんという名前が出ましたけれども、管理者が皆さんに相談をして下田の市長になっているということで、櫻井氏に相談するということは賀茂郡の町村会長でしょう、こういう重責にある人がこういう勝手な、議会を軽視するようなことをされでは、とんでもないことだと。

次の質問一つは手続上のこと、もっともだという回答を得ましたが、もう一度これを認識を深めて進めていただきたいと。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 申しわけありませんでした。

議事録がありまして、平成11年12月27日全員首長7名出席ということで、議事録があります。それについては、パーセントの決定をしたときに話し合っております。訂正します。

僕の思い違いで議事録の方にありました。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） ちょっと休憩をとってもらって、今時間中ですから。質問をしたことに対して事実関係でちょっと違って、私もそれに対して違う旨の発言をしているんです。
ちょっと時間を……

○議長（大野良司君） 暫時休憩をいたします。

(午前11時42分)

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

(午前11時48分)

◎発言の訂正

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 先ほど平成11年12月27日、下田市長は出席していないんじゃなかった

ということを言いましたけれども、それ申しわけないですけれども一応経過確認しようということで、つくし学園の議事録がございます。その中において全首長出席ということでなっています。僕の記憶違いでございました。

また、その中に議場の中で成人施設及び児童施設の併設についてということで、成人施設30人及び児童施設30人とするが、成人施設については差田希望の里が成人施設を増設してもらえるならばその方向で検討する。なお差田希望の里にその旨を話していないため、地元でもある南伊豆町長に差田希望の里の考え方、要望等を確認してもらえることになったという議事録がございます。それに基づいて私は1月6日に行ったわけなんですけれども、全首長が、下田市長が出席していなかったんではないかなということについては撤回させていただいて、全首長が出席ということにさせていただきます。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） そうしたら、議事録は後で修正をしてもらうことにします。

その経過の問題で、やはりつくし学園の議会にもこれは事実経過、詳細な経過を説明するということに関しては、今後の会合があった時点で、町村会、市町村会ですね、あったところできちんと確認をする。

なぜその方針の変更、これがやられるのか。これについてどういう話があったのかということは、ひとつこれはこの27日の時点でつくし学園の事務組合の負担率の問題が話されて、これは2月のつくし議会でも議決をしましたが、どういう根拠でそういうことが話し合われたのか。

もう一つ、3番目の質問で伊豆の障害者保健福祉計画における障害者施策の現状、課題をどのように評価しているかというふうにありますけれども、今の差田希望の里の運営状態も状況も含めて、町長、こうした方針変更に携わって障害者行政を見たときに、今の差田の希望の里が、これはまだ正式な返事もしておりますけれども、仮にさまざまな条件が、さまざまということがみそですけれども、整ったときにはということありますけれども、現状の差田の希望の里の運営等々を含めて、障害者施策に関してどのような見解をお持ちかその点をお聞かせいただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） なぜ差田希望の里にそういう考えが出たかということと、最初の質問

なんですけれども、下田の方については土地が狭いということと、そして工事費もかなりかかるんではないかと、そういうことを踏まえた中で、もし差田の方でやってもらえるならば、用地もあるということと、また用地、広い一体的な広域的なそういう施設もできるのではないかなということが話題になり、話し合ったらどうかということになりました。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） 今の経過と同時に今の施設の運営の評価についてはどうですか、さっきも質問した。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 今の運営方法というと、どういうことですか。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） 現状の差田希望の里の運営の状態について、どのように見られているのか、うまくいっているのかどうかという表面的な問題も含めて、運営の状態をどのように見て市町村会でそういう決定を下されたのか。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） うまくいっているのではないかなという、外岡さんとも話し合っていませんからあくまでも推測で、土地の用地確保が簡単という、広いということを前提にそこまで具体的に外岡さんとはまだ話し合っておりません。ですからあくまでも推測です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） 私がなぜこの質問をしたかといいますと、今、国や県の行政の流れで、先ほどお話ししたように、社会保障、公的な措置制度を外して、利用者との契約制度に変えていくという動きが根底にあるわけです。こうした中で、実際に行っている民間の福祉法人がえらい苦労して運営しているという実態ですね。自治体が、先ほど出ましたけれども、福祉の用地確保は別に必要ない、現状のグラウンドのあたりを貸しているということで、そういう計画案も出してきているわけです。

根本にはやはり自治体の負担を減らしていきたいと、これがねらいではないかと。差田の希望の里も確かに土地はあるけれども、造成しなければならない、同じなんですね。しかも

現状の差田の希望の里を調べてみると、重度の方々が38人で79.2%、中度が20.8%で、これで職員の合計24名、そのうち直接子供たちに当たる指導員、子供たちというか障害者ですね、当たる指導員13人、施設長1名ですね。介助員1人、看護婦1名、こういう状態です。これは同じ半島にある伊東のみどりの園は重度の人数が32人で6人も少ないんですよ。少ないにもかかわらず指導員は19人、そして介助員は2人、1人多いんですね。看護婦や医師の配置とか施設長等々は同じですけれども、指導員、介助員の数でいうと極端に少ない。重度が、差田の方が多いのですよ。

これは、土地や建物を自治体が負担すればそれでいいかというと、実際に希望の里では建物の償還金もあって、人的配置もこれは結局自治体がやらない分、これを民間職員や施設職員を初めとして、施設そして入っている障害者本人、そして家族が大きな負担を負っているということなんです。ここをしっかりと見据えてほしいということなんです。

つくし学園の増設の問題は、さまざまなこうした問題から賀茂郡下に民間福祉法人がなかなかできにくい、こうした中で成人を受け入れるところがなくて、あそこで生活をするようになる。やむを得ずつくらなければならないという状態。つくし学園は児童の施設としてもつくし学園分教地ということでやっていますけれども、分教地とは県の施設です。本来こうしたもの、県がやっていくべきことであると思うんです、私。全国でも大方そうです。都道府県がやっている。ところが、事務組合がやらざるを得ないような状態に置かれていること自身を賀茂郡下の首長がきちんとここを見定めていかないと、本当にみずからの町の足元の社会保障を崩していくということになりかねない、実際なっているんですよ。

というのは、静岡県は全国の統計でも1人当たりの民生費、福祉費の額は全国で最低です。財政力は全国で5番目ですけれども。そうしたら、静岡県の中でもさまざまな施設というか、県の施設でこういう障害者も含めて、全国でも本当に最低の水準に置かれている、それを自治体の責任をまだ逃れるということは完全にいってませんけれども、民間に押しつけてやっていったらどれほど現場と本人たちが大変な状態になるか、ここを改めて見きわめていかないと、医療の問題でも湊国立病院が地元の財政力が少ないですね。静岡県の中でも低い全国でも低いところに押しつけられている、これを引き受けちゃう、そういうことを繰り返しやっていたら、本当にこの地域を守って若い人たちも安心して働いてやっていく、こういう展望が出てこないのでありませんか。

そういう点から、もう一度なぜ、差田とは言わない、民間にこれをやらざるを得ないのか、やった場合に民間の現状の運営の痛みをどれほど自治体がそれを酌んで、しかもこうした社会保障の問題でみずからの基盤を取り崩すことをしないで、ここをきちんと守っていく。平

成15年度から、措置から利用者契約制度になるということが言われていますけれども、次に質問する介護保険もそうですけれども、高齢者の問題で契約制度になったところで、これがもう将来不安、進めて2カ月そこそこのに将来不安が増大をして大変な状態になっている。こうしたときに障害者の問題は一層これは深刻です。社会福祉の制度は個人の自助努力に任せていたのでは、生活権が保障されない。こういう人々に対して社会的に保護することを目的に出発しているんだけれども、今日の社会福祉基礎構造改革というものは、これを契約制度に変えて、利用者の権利性というものはどの答申を見ても厚生省の審議会の答申を見ても、これが明記されていないんです。議事録なんかを見てもされていない。厚生省からして、これを公的措置を負担を減らしていく。こうしたときに、一番末端の自治体がきちんと見守ってこれを検討してやるならともかく、安易な気持ちで余りにもやり過ぎている。

ちょっと余談になりますけれども、前町長の時代に南伊豆町が導入した南太鼓、今安定してきているようですが、南太鼓の導入に際して指導を願ったのは、富岳学園です。民間の福祉施設、南伊豆の町議会もつくしの議会もあそこに視察を行きましたけれども、あそこ、富岳太鼓を営業したいとしてやらざるを得なくなった。これは教育としてもやっているわけですが、それは民間の運営がとんでもなく大変な状態であるから、その資金を稼ぐ、そしてそれらを子供の教育と合わせてやるから、そういうことでやっているわけです。賀茂の福祉会館に、つくしのお祭りにも来ている。こういうところに自治体が税金で出したお金でつくった南太鼓が指導を仰いでいる。

こうした点を考えても、やはり逆立ちの中身をきちんと明確にする必要がある。しかも、差田希望の里のお祭りに南太鼓が行ったときにお金を取ったと。ほかの松崎から来ているところではボランティアである。そういう実態も報告されているんですよ。ここをやはり公的な行政が本当にそれを担うべき役割を町長が言われている原点に戻って、これをきちんと見ていただきたい。このように思います。

ノーマライゼーションとかいいますけれども、当たり前の生活を当たり前にしていくために、本当に障害者そして子供、お年寄り、この生活環境が圧迫されている。高齢化の問題は望ましいことです。寿命も伸びている。そこをきちんと押さえてこそ、こうした今厳しい経済環境の中で、過疎の地域でも若い人たちがお年寄りを見ながら、そして子供を育てながら支えていく、障害者とも共存していく。措置制度の後の問題もありますけれども、やはりこら辺にして現行の状態を福祉行政がこれまでやってきたことを今改めてよく見て進めていただきたい。差田の希望の里もつくし学園並みの対応がされるのであれば、それは受けてやぶさかではない、そこまで言っているんです。それほど切実な思いをして苦労を重ねてや

ってきているわけです。

そういう点で、それを考えれば安易に工事費の問題等々、負担軽減の問題だけではかられるものではない。賀茂地区の障害者の社会保障制度を、仮に措置制度が強行されるようなことがあってもこれを守っていく立場を、障害者や親の皆さん、現場の皆さんとの声を酌み取りながら進めていただきたいということをこれは主張してこの問題は終わります。

次に、介護保険の経過と課題についてです。

介護保険については、先ほど行政報告で報告がされましたか、質問の内容で、介護保険実施1カ月経過して、課題、問題点をどのように把握しているかということ。

2番目として、措置制度時の費用負担と介護保険実施後の費用負担をどう見ているかということありますけれども、まず、行政報告で認定審査の結果が237名で介護のサービス計画作成依頼の届けが135、実際にサービス計画が作成されたのは108名という。審査結果の半分以下ですね。この差についてはどのように見られているのか、どのように評価しているのかということ。要因ですね。

そして、今介護保険、これは質問のとき1カ月ちょっとですけれども、4、5と実施をして住民の皆さんの声等々を聞いてどのように考えておられるか、この点、町長、そして現場の福祉課長の認識をお聞かせいただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

在宅介護サービス等のもととなる介護サービス計画作成の詳細が、介護保険制度措置直前により国より提示される状態でスタートしたこともあり、ケアマネジャーの所属する各居宅支援事業者においては、大変なご苦労があったことと思われます。

当町も12年4月1日現在で、199名の認定審査をし、介護施設利用者を除く91名の方々の介護サービス計画が作成され、各種在宅サービスを利用していることを確認しております。このような状況の中で特に大きな混乱は生じておりませんが、サービス利用者と直接かかわっているケアマネジャーからは、今までの措置制度に比べ介護保険制度の仕組みが複雑であり、対象者が高齢者のため理解されにくい。利用したいサービスの提供事業者が近くにいないため利用できない。また提供事業者があっても1回当たりのサービス単価が高いこともあります。介護度による限度額や利用者負担のことを考えると心配がある等の話を聞いております。

施設サービスの面では、券望する施設の待機者が50人待ちの状況もあると聞いておりますが、これは1人が複数の施設に入所申込みをしているという状況もあり、実質的な待機者の

状況はもう少し減るものと思われます。

平成13年4月には、共立湊病院組合が建設する介護保険老健施設が開設される予定であり、時間はかかると存じますが、待機者の問題も解消されていくものと考えております。

いずれにいたしましても、利用者の利便を図るため、今後も介護保険制度の周知徹底と住民に対する相談体制の充実、そしてケアマネジャーとの連携を密にして、問題点をきちんと吸い上げ、施策に生かすことが大切であると考えています。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 135名の介護サービス計画の依頼があって、計画作成されたのは108名分というこの差ということなんですけれども、要するにとりあえず介護認定だけしておこうという方も中にはいらっしゃるという話も聞きました。

また、実際の利用については、ある程度お金がかかるもんで、今のところはいついかなるときにはどうなのかわからないからつくってもらったんだけれども利用はしないというような方もいるという話も聞いております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） これは、現時点では半年保険料が免除ということでやっていますが、実際には歩いて聞いてみると、ホームヘルプサービスに関しては7%軽減措置で1割負担の中で3%負担ということでそれほどではないという声がありますが、実際に在宅、先ほど施設の待機者ということがありましたけれども、これも軽減するんではないかということを言われましたけれども、老健ができるまで時間がかかるという問題、そうした中でショートやデイサービスが在宅を支える上で非常に大きな柱にもなってくるわけです。もちろんホームヘルプサービスもそうですけれども。

そうした際に、やはりその認定が半年の期間の中で、限度額ですね、限度の日数、利用日数、あるいは限度をやった場合でも費用負担がかかり過ぎる、こういう点で、今まで措置制度のもとでデイサービスとホームヘルプサービスをやっていたけれども、ホームヘルプサービスの方は3%負担で少なくなっているけれどもこれをやめるとか、利用の控えが現に起こっているわけです。そういう点で、これは10月から保険料半分の負担が始まるということになる。その1年後には1号被保険者も満額の保険料の負担がのしかかってくるわけです。こうしたことを考えても、やはりショートやあるいはデイ等々、負担の問題を軽減する措置を真剣に考える必要が出てくるんではないかというふうに、私は介護保険導入のときからそう

いうことを言っていますけれども、こうした点についてどのように考えるか、そういう現状をもし見ていればお答えをしていただきたい、現場の。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） おっしゃるとおり、デイサービスについては非常に矛盾なところがあると私は思っておりまして、実は町長の方の答弁その方にも入れてございますけれども、国の方でショートステイ、これについては介護度に応じて半年で何日間というものがあるわけですが、それを、例えば介護している方が急病になって長期にわたる可能性が出てくるということもあるわけで、今、例えば要支援の方は7日間ですか、半年で、要介護は幾日間とあるわけですけれども、そのまま長期で入所している方については1割負担、一番重い方で35万何がしの1割負担でいいんですけれども、ショートを利用している方については半年間で幾日間というのがありますと、それを超えると実費になるわけです。そのような関係で、先般町長に、こういうことですよということでお願いいたしました、実は国の方から通達で訪問介護の分が幾ら分、ショートの分が幾らとあるわけですね。それで訪問介護の分について、使っていなければ最大14日までショートに振りかえていいですよというものの通達が国からされました。これについては、各町村の採用するしないは町村の裁量だということで、国からこういうものが出されましたので南伊豆もこれを採用したいと思いますということで、一応賀茂郡下の担当者の中で集まって、賀茂郡下でどうしようかということで、一応賀茂郡ではそれを受け入れようということになりましたということで町長に報告して、2週間ですと当然足らない部分が、介護人が急病等で入院したというような場合には、2、3日で出られるようなそういうものであればいいんですけれども、ある程度のものになりますと当然1ヵ月の入院とかということにもなろうかと思うわけです。そうしますと残りの2週間までですと、残りの16日間については実費を払わなければならないわけです。そうしますと、大体月当たり16万ぐらいの実費を払うわけです。その半年分は保険で1割負担でいいですけれども、残りの半年分については実費を払わなければならないというような問題が生じてきました。

そのようなことから、それではちょっと余りにも長期入所者との差というのがあり過ぎはしないかということで、実はこれも町長にお願いいたしましたさらに町単で2週間それを面倒を見ようかと、特別の事情がある限りということで、この6月分からそれを実施したいということで今要綱等策定の準備を進めております。

そのほかのデイサービスについて、例えば国の補助金等がありますものについての紙おむつの支給であるとかというようなものも、要綱を策定し、あるいはまた運行サービスですか、

そういうものもやっていこうということで、この6月からやろうということで種々準備を進めております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

[12番 横嶋隆二君登壇]

○12番（横嶋隆二君） これで最後にしますが、最初に町長も、大きな混乱がなくスタートしたということで、ふれあい広場でも伊豆の健康福祉センターの所長もそういうことを言つていきましたが、実際には福祉大会、ふれあい広場の宣言でも介護保険の業者の掘り起こしをしていくというふうに、末端にはまだまだ広まっていないということ。

それと、広げた際に矛盾や負担の問題で大きな矛盾というか、これが出てくる。保険あって介護なしという問題が浮き上がって来ざるを得ないということです。私は、福祉課長の答弁、積極的にこれはぜひ進めてほしいということと、あわせて最後に、賀茂郡下では療養型介護施設がありません。こうした問題や訪問介護、通所リハビリ、ショートステイの負担を本人負担を3%に引き下げる、こういうことも視野に入れた取り組みを検討していくべきだというふうに思います。

もう一つ最後に……

○議長（大野良司君） 横嶋君、時間ですから。

○12番（横嶋隆二君） 独自の介護保険、この町で受けられる介護保険のサービスの冊子について、つくってこれを配布していただきたい。これは再度要望でございます。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

これより昼食のため13時まで休憩をいたします。

（午後 0時16分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 1時00分）

◎報第1号の上程、朗読、説明、質疑、採決

○議長（大野良司君） これより議案審議に入れます。

報第1号 専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 本案は、地方税法等の一部を改正する法律（法律第4号）が平成12年3月22日に参議院本会議で可決成立し、同月29日に公布されました。4月1日から施行されることに伴い南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正するものであり、3月31日に専決処分させていただきましたので、ご承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 税務課長。

○税務課長（碓井大昭君） それでは説明いたします。

ただいま町長の提案説明にありましたとおりに、地方税法等の一部を改正する法律が平成12年4月1日から施行になりましたので、専決処分をさせていただきました。

お手元に資料がありますので、それによって説明したいと思います。よろしくお願ひします。

南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する主なものは今回2つあります、1つ目としては固定資産税の負担調整率の改正、もう1つは地方県民税の非課税限度額の引き上げであります。

それでは最初に負担調整率のことでお話しします。

税負担が前年より下がる場合とありますけれども、商業地等の宅地は負担水準が0.75を超える土地の固定資産税の課税標準は、負担水準を0.75とした場合の課税標準額まで引き下げます。これは、今までが3年間は0.75が0.8でした。それだから課税標準額は評価額掛ける0.75ということです。

住宅用地にしますと、負担水準が1.0を超える土地の固定資産税の課税標準額は負担水準を1.0とした場合の課税標準額まで引き下げます。負担水準というのはこの表の一番下にありますけれども、新評価額分の前年度の課税標準額が負担水準となります。この住宅用地で引き下げる結果としまして、課税標準で2億300万円ほどの減になります。税額だと284万2,000円の減額です。宅地の地積割合だと11.22%の宅地がこれに該当します。

2つ目として、税負担が前年度の額に据え置きになる場合、済みません、この商業地とはほとんど商店で、半分以上が商店、住宅と兼用の場合は半分以上が商店のことを商業地、そ

これから非住宅用地、これを商業地と言います。だからほとんどの人は住宅用地ですので、住宅用地で説明します。

負担水準が 0.8以上 の土地は前年度の課税標準額に据え置きます。これは地籍割合でいきますと 35.31% はこの欄になります。

税負担が前年度よりもなだらかに上昇する場合。右の方の 2 、住宅用地ですけれども、負担水準が 0.8未満 の土地は次の負担水準の区分に応じて負担調整率が定められており、なだらかに課税標準額が上昇します。負担水準が 0.4から 0.8未満 は 1.025 、これは税額でいえば去年の税額の 1.025倍 ということです。 0.3から 0.4 は 1.05 、 0.2から 0.3未満 は 1.075 、 0.1 から 0.2 は 1.10 、 0.1未満 は 1.15 の負担調整率になります。

次のページに行きます。

価格が著しく下落した土地の税負担の特例措置。税負担が上昇することとなる土地でもあっても、次の 2 つの要件をいずれも満たすものは税額を据え置くという土地です。

1 つ目として、負担水準が商業地と宅地については 0.45 、小規模住宅用地は 0.55 、その他の住宅用地については 0.50 以上であること。もう一つは、価格の下落率が全国平均、昨年までは 0.25 でしたけれども、今回は 0.12 以上であること。下落率は 1 マイナス平成 12 年度評価額分のこれは平成 12 年度分の評価額です。

それから 2 つ目としまして、平成 13 年度及び 14 年度における価格の修正。これは今までやっていましたけれども、固定資産税の評価額は地方税法上基準年度、今回は平成 12 年度が該当しますけれども、価格を 3 年間据え置くこととされているが、据え置き年度である平成 13 年度及び平成 14 年度には地価に関する諸指標からさらに下落傾向が見られる場合は、簡易な方法により価格の修正を行うことができるということですけれども、これは今現在の評価額と来年、また今年の夏調査しまして価格が下落したと、そういう場合はどちらか低い方の額、要するに下がった場合は低い方の額、上がった場合は今の現在の額でということです。

3 つ目として、新築住宅等に係る固定資産税の軽減措置。新築住宅及び特定賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、次の措置を講ずる。今までしたら床面積が 40 平米以上 240 平米以下でしたけれども、この 12 年 1 月 2 日以後の新築の場合は、床面積を 40 平米以上 280 平米以下に広げます。それから 13 年新築分は、下の低い方の分 50 平米以上、 280 平米以下ということで、少し建物が大きく変わります。そうなりますと一般住宅の場合は 120 平米までの部分が最初の 3 年間、 2 分の 1 に減額されます。

4 つ目として固定資産税の納期ですけれども、今年は評価替えの年でありまして、通年 4 月 15 日から 30 日までの納期を 1 カ月延ばしまして 5 月 15 日から 31 日までに変更させていただ

きました。

5つ目は、個人住民税ですけれども、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみの加算が現行は31万円でしたけれども加算額1万円上がりまして32万円になりました。

次、均等割の非課税限度額の引き上げですけれども、やっぱりこれも控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算がかかりますけれども、均等割の非課税は老年者、障害者、各未成年は125万までが非課税になっております。これの人たちに該当しない人の場合は加算額が14万4,000円から15万2,000円に引き上げられました。

附則としまして、この法律は平成12年4月1日に施行することになります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

採決いたします。

報第1号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、報第1号は原案どおり承認することに決定いたしました。

◎報第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 報第2号 専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。
朗読を求めます。
事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。
町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 本案は地方税法等の一部を改正する法律（法律第4号）が平成12年3月22日に参議院本会議で可決成立し、同月29日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、3月31日に専決処分させていただきましたので、ご承認をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては健康課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（土屋忠儀君） それでは内容につきましてご説明いたします。

まず、経緯でございますが、賦課限度額につきましては、国民健康保険の医療分、それから介護分を別立てにしないと不合理という指摘を踏まえまして、平成10年末自民党税制大綱で限度額を別立てにする方向が示されました。

平成12年3月29日に公布された地方税法の一部を改正する法律では、国民健康保険税の課税額は基礎課税額、これは医療分ですと介護納付金、納付金課税額介護分の合計額となっております。また平成12年1月21日に公布されました国民健康保険施行令の国民健康保険料も同様でございまして、今回専決処分で基礎課税額に係る限度額を医療分53万円と、介護納付金に係る限度額7万円に設定したいものでございます。

条例の方ですけれども、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

南伊豆町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、こちらにつきましては課税額の関係と、限度額が規定してございます。「ただし、当該合算額が53万円を超える場合においては、課税額は、53万円とする。」を削りまして、同条第2項に次のただし書きを加える。「ただし、当該合算額が53万円を超える場合においては、課税額は、53万円とする。」

そして、第2条第3項に次のただし書きを加える。これをつけ加えまして、「ただし、当該合算額が7万円を超える場合においては、課税額は、7万円とする。」

第13条中、これは税の軽減6割4割の限度額が書いてございます。第2条第2項の基礎課税額、これは医療分です、からい及びロ、これは均等割と平等割が書いてございます、に掲げる額を減額して得た額並びに同条第3項の介護納付金課税額からハ及びニ、これは介護の方の均等割と平等割でございます、掲げる額を減額して得た額の合計額（当該合算額が53万円を超える場合には、53万円）を第2条第2項本文の基礎課税額からい及びロに掲げる額を減額して得た額（当該合算額が53万円を超える場合には、53万円）並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額の合計額（当該合算額が7万円

を超える場合には7万円)の合計額に改める。こういうことで一応限度額の関係ですけれども、医療費分の国保の関係ですけれども、これを53万円。介護分の限度額の7万円、合計で限度を超える方は60万円という格好になります。

附則としまして、施行期日でございますが、この条例は平成12年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(大野良司君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(大野良司君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大野良司君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長(大野良司君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第2号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(大野良司君) 全員賛成です。

よって、報第2号は原案どおり承認することに決定いたしました。

②報第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長(大野良司君) 報第3号 専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長(大野良司君) 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長(岩田 篤君) 本案は地方税法等の一部を改正する法律(法律第4号)が平成12年3

月22日に参議院本会議で可決成立し、同月29日に公布されました。4月1日から施行されることに伴い、南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものであり、3月31日に専決処分させていただきましたので、ご承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 税務課長。

○税務課長（碓井大昭君） それでは説明いたします。

平成11年の9月議会で南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部改正を議決いたしました。これは平成12年4月1日施行されております。

このときの改正の主なものは、審査の申出事項が固定資産台帳に登録された事項から価格に変えて、それから申し出期間が縦覧末日後10日までというのを納税通知書の交付後30日までに延長されました。また、審査の手続等の改正がありました。

今回の改正は、第8条口頭審理ですけれども、第8条第4項の改正であります。現行の第4項を読んでみます。委員会は、関係者に対しその請求により口頭による証言にかえて口述書の提出を許すことができる。改正案は、この関係者の次に「（審査申出人及び町長を除く）。」を加えまして、ひらがなの「かえて」を漢字の「代えて」に改正するものであります。

附則としまして、この条例は平成12年4月1日から施行になります。

よろしくどうぞ審議をお願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 异議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第3号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、報第3号は原案どおり承認することに決定いたしました。

◎報第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 報第4号 總額明許費總額計算書の報告についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 報第4号の提案理由についてご説明申し上げます。

本案は去る3月定例町議会におきまして、平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会補正予算中第2医療總額明許費としてご承認いただきました南伊豆町クリーンセンターの建設工事委託湊中継ポンプ場建設工事委託及び湊処理分区管渠築造工事に係る總額明許費につきまして、總額計算書を調整させていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものであります。

なお、詳細につきましては下水道課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 下水道課長。

○下水道課長（勝田 悟君） それでは總額明許費總額計算書について内容を説明させていただきます。

裏の表をごらんください。

1款下水道費1項下水道建設費、事業名公共下水道建設事業、金額5億6,990万円。翌年度總額5億6,990万円で、この財源内訳は国県支出金2億2,695万円。地方債3億4,180万円。一般財源115万円というように調整をさせていただきました。

なお、繰り越した部分の進捗状況でございますが、南伊豆町クリーンセンターの土木工事におきましては、塩素混和池、放流渠等については今週堤防の舗装復旧工事をして完成となります。

また、湊中継ポンプ場につきましては、地下施設の土木工事部門を繰り越しさせていただ

きましたが、今年度分の機械電気関係と合わせて今月ないしは来月に日本下水道事業団より発注される見通しであります。

それから、湊処理分区の管渠築造工事につきましては、工期を6月30日とし、夏前までに終わるべく急ピッチで現在工事を進めております。湊の神社から杉並健康学園、もと観水荘に至る区間はほぼ完了し舗装の復旧工事を行っており、今週中にも完成をする予定です。

前田川沿いの工区につきましても、工期内完成の見通しであります。

以上で縦越明許費、縦越計算書に係る内容説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第4号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、報第4号は原案どおり承認することに決定いたしました。

◎議第54号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第54号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第54号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、さきの3月定例町議会におきまして、条例制定をご承認いただきましたが、このたび第1号被保険者の保険料算定基礎となる介護報酬が確定し、再推計した結果1人当たり2,700円から2,608円となったため条例の改正を提案するものです。

なお内容につきましては、福祉課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） ただいま町長の方から提案理由の説明がありましたけれども、この保険条例の第2条というのは、平成12年度から平成14年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分においてそれぞれ当該各号に定める額とすることになりますが、この第1号被保険者、65歳以上の方の保険料ですが、1万6,200円というのは当初月当たり2,700円いただければいいだろうということで、その介護報酬というのが各段階によって違うんですが、要支援の方の場合には6万4,000円が仮報酬ということで、そういうものをもとにして2,700円を定めました。

今回、こういう要支援、要介護1、それぞれの段階によって介護報酬は違うわけですけれども、要支援では2,500円安くなつて6万1,500円、要介護が16万5,800円、約4,200円ほど安くなっています。要介護2が6,200円、要介護3が6,500円、要介護4が7,000円、要介護5が9,700円というようにそれぞれ安く介護報酬が算定されました。それに基づきまして私どもの方で試算した結果、1カ月当たり2,608円の保険料をいただければよいということで、この保険料も5段階に分けてありますが、その一番安い方が1万6,200円ということでありまして、1年間の保険料です。これを1万5,648円に、それで次の所得の区分の方は2万4,300円を2万3,472円にということで、それぞれ5段階の保険料を確定したために下げるということでございます。

次の附則の第2条ですけれども、これは12年度特例ということで、本年度は4分の1いただきましょうということで、この1万6,200円を4分の1にしますと4,050円ということになるわけですけれども、それが下がったために3,912円に、6,075円を5,868円にということで、各段階ごとに5段階下げることにいたしました。

それと、次の中段の、同条第2項中とありますけれども、これは13年度の特例でありまし

て、第2条の1年間分の4分の3を13年度にはいただくということで、それぞれ1万2,150円を1万1,736円に、1万8,225円を1万7,604円に、2万4,300円を2万3,472円にということで、それぞれ5段階ずつ所得に応じて下げるということでございます。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第54号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第54号は原案どおり可決されました。

◎議第55号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第55号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第55号の提案理由を申し上げます。

本条例改正案は、消防団員の処遇改善の一環といたしまして、消防団員と公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日に公布、施行されました。この政令改正を受けまして、本町の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給基準額を本年4月1日にさかのぼりまして平均0.72%引き上げさせていただくご提案をいたします。

条例改正の内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは本案の内容についてご説明申し上げます。

ここに条例改正の別表がございますけれども、第2条関係で、これは勤務年数5年から10年とか、ずっと6段階に分かれています。団長以下団員までありますと、今回の改正はおおむね現行の額に、これは現行の額で2,000円下がります。平成11年度の国家公務員の一般職職員の給与改定率0.28%を勘案して引き上げが行われたものであります。この引き上げによる平均支払い伸び率は0.72%、2,000円になります。ですから今団長で5年以上10年未満の方が、今まで17万5,000円でしたが17万7,000円、以下一律にちょうど2,000円アップになります。

なお、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行して、平成12年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第55号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第55号は原案どおり可決されました。

◎議第56号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第56号 南伊豆総合計算センター規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第56号の提案理由を申し上げます。

今回の変更は、経費の支弁方法について当組合規約第13条第2項の定めにより、負担金の10分の2は均等に、10分の8は最近の国勢調査人口の割合で分賦することになっているが、第3条の管理運営に関する事務処理のうち電算機処理を行わない関係市町村があるため、その負担は第13条第2項の分賦する負担金の10分の1の額とし、その残りは電算機処理を行っている市町村において負担することで業務実施市町村と業務休止市町村の負担を調整するものであります。

なお、この規約は関係市町村の間で協議が調った日から施行し、平成12年4月1日から適用するものであります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第56号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第56号は原案どおり可決されました。

◎議第57号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第57号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第57号の提案理由を申し上げます。

指定金融機関は地方公共団体が公金の収納または支払いの事務を取り扱わせるために置く機関であります。

本町におきましては、この制度ができました昭和39年4月1日より22年間、株式会社静岡銀行、昭和61年4月1日より4年6ヶ月間、南伊豆町農業協同組合を、平成2年10月1日より5年間、下田信用金庫を指定してまいりました。そして平成7年4月1日から現在の株式会社静岡中央銀行を指定金融機関として指定し、業務を順調に遂行してまいりましたが、平成12年9月30日をもちまして5年が経過いたしますので、ここで諸般の事情を勘案して本年10月1日から新たに本町の指定金融機関として本町内に店舗を置く伊豆太陽農業協同組合を指定させていただきたく、ここにご提案申し上げる次第であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第57号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第57号は原案どおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事件目は終了いたしましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 1時36分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 小 澤 東 洋 治

署 名 議 員 渡 邊 守 男

平成12年南伊豆町議会 6月定例会

(第2日 6月6日)

平成12年6月南伊豆町議会定例会

議事日程（第2日）

平成12年6月6日（火曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議第58号 平成12年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）
日程第 3 議第59号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）
日程第 4 議第60号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 5 議第61号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
（第1号）
日程第 6 議第62号 平成12年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

1から6まで議事日程に同じ

7 発議第7号 道路整備予算の確保に関する意見書

出席議員（15名）

1番	鈴木	久香	君	2番	谷川	次重	君
3番	鈴木	史鶴哉	君	4番	梅本	和熙	君
5番	藤田	喜代治	君	6番	漆田	修	君
7番	斎藤	要	君	8番	渡辺	嘉郎	君
9番	石井	福光	君	10番	簾田	国広	君
11番	藤原	栄	君	12番	横嶋	隆二	君
13番	小澤	東洋治	君	14番	大野	良司	君
15番	渡辺	守男	君				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田	篤君	助役	飯田	千加夫君
収入役	稲葉	勝男君	教育長	釜田	弘文君
総務課長	外岡	捷美君	企画調整課長	渡辺	修治君
住民課長	渡辺	正君	税務課長	碓井	大昭君
健康課長	土屋	忠儀君	農林水産課長	内山	力男君
建設課長	小島	徳三君	商工観光課長	飯泉	誠君
清掃課長	佐藤	博君	水道課長	鈴木	勇君
教育委員会事務局長	楠	千代吉君	会計課長	池野	徹君
福祉課長	土屋	敬君	下水道課長	勝田	悟君
行財政主幹	外岡	茂徳君			

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田中秀明	主幹	松本恒明
------	------	----	------

◎開議宣告

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより6月定例会本会議第2日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

13番議員 小澤東洋治君

15番議員 渡辺守男君

◎議第58号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第58号 平成12年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田篤君登壇〕

○町長（岩田篤君） 議第58号の提案理由を申し上げます。

補正予算額 6,098万円 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,098万 1,000円とするものです。

今回の補正は、当初予算で計上が見送られたもの、あるいは当初予算編成後に発生した新たな行政課題のうちで重要かつ緊急を要するものについて計上をいたしました。

補正予算の内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、議第58号 平成12年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

まず、15ページの歳出から説明いたします。

2款総務費、1項3目財産管理事務 350万円の補正増。これは、13節委託料で50万円と15節の工事請負費 300万円。これにつきましては、かねて懸案でありました石廊崎駐在所が老朽化いたしまして建てかえの要望があったわけですが、県の予算がなかなかつかないということで見送りになっていました。今年度、予算もつきまして、この秋に工事に着工することになりましたので、町といたしましてもこの土地の工面は町ですることで、場所といたしましては石廊崎のトンネルの手前に峰という喫茶店がございますが、その手前の空き地約 390 平米ほどありますが、そこの測量設計及び整地工事を計上いたしました。

それから、7目の電算処理推進事務27万7,000円。これにつきましては、委託料 5万7,000円。これはオンラインシステムの機器保守委託料と、14節で22万円。これは会計課、総務課の端末増設分でございます。

それから、10目の地域づくり推進事業93万 3,000円。これにつきましては、石廊崎、加納、入間のコミュニティ施設の整備に対する補助金でございます。

次は、16ページでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務事務31万円。これにつきましては、25節積立金31万円。これは3名の方の寄附金でございます。

2項2目児童福祉施設運営事務30万円。これにつきましては、備品購入費ということで、給食管理の栄養計算ソフトの購入でございます。

次が4款衛生費、1項3目母子衛生事業52万円。これにつきましては12節で乳幼児医療事務手数料でございます。

次が4目環境衛生事業 3,000円の減。これにつきましては需用費で 3,000円の減。13節、14節でそれから節の入れかえでございます。区分変更でございます。

次に、2項2目焼却施設維持事業23万 5,000円。これにつきましては清掃事務所の監視カメラの設置工事でございます。

次が、3項1目上水道費の水道事業会計繰出金 3,143万 5,000円。これに対しましては19節で 2,163万 5,000円。これは水道事業会計補助金でございます。次は、24節投資及び出資金 980万円。この事業につきましては、石綿セメント管の布設替えに係りますもので、施工場所としては分校前から石井公民館、それから前原橋から十八通橋前の工事費を計上いたしております。

次が、5款農林水産業費、1項3目農業振興事業 190万 8,000円。旅費で2万円の増、それから需用費で8万円。委託料で 180万 8,000円。これにつきましては、青市野辺の菜の花栽培の4ヘクタールの委託料、これは園農センターに委託するものでございます。

次が、5目農業用施設維持事業12万 6,000円。これにつきましては、19節で野辺堰揚水ポンプ設置工事に対する補助金、事業費に対する7割、12万 6,000円を計上してございます。

次が、6目農山村総合施設管理運営事務 9万円。これにつきましては、委託料で南上プールの監視委託料でございます。

次が3項3目、漁港施設維持事業10万 3,000円。これは19節で漁港協会の負担金でございます。

次が、4目の漁業集落環境整備事業特別会計繰出金 7万円。これにつきましては28節で中木漁業集落環境整備事業特別会計の繰出金 7万円でございます。次が入間漁業集落排水事業14万円の減。これにつきましては14節で消耗品費、事業費の減による補正減でございます。

次が、6款商工費、1項1目商工総務事務20万 2,000円。これにつきましては役務費でイベント等に必要となります携帯電話の電話料でございます。 3,000円分でございます。

次が3目の観光振興事業 1万円。これにつきましては需用費で、1万円の増。15節、19節で 200万円の節の入れかえでございます。

次が、7款土木費、2項2目地方特定道路整備事業 200万円。これにつきましては、一条水久保線、それから日野田牛線の測量調査委託料でございます。

3項1目河川維持事業42万 4,000円の補正減。これにつきましては、青野川、一条川樋門操作委託料42万 4,000円の減でございます。

次が、4項1目港湾管理事務の22万 8,000円。13節委託料22万 8,000円。これは手石それから妻良港の陸閘、それから樋門操作委託料で2基増設分の補正増でございます。それから3目で公共下水道事業特別会計繰出金 427万 6,000円。これにつきましては公共下水道事業特別会計繰出金でございます。

次が、8款消防費、1項2目非常備消防事務 280万 7,000円。これにつきましては8節の消防団員退職報償金でありまして、当初 500万円計上してございましたが、退職団員が31名おります。それに伴います今回の補正増でございます。

9款教育費、1項2目事務局事務 2,000円。これにつきましては、19節で三浜小学校の電波利用負担金でございます。

次が、2項1目小学校管理事務 459万 8,000円。12節で6万 4,000円の増。これは指定年齢の検診と成人病検診、それぞれふえた分の補正増でございます。それと次が2目の小学校

教育振興事務 3万 9,000円。これにつきましては 8節から13節の節の区分変更、それから20節で準要保護就学援助 2名増の 3万 9,000円の増でございます。

次が、3項1目中学校管理事務 420万円。これは15節で 420万円になりますが、南伊豆中学校の保健室、それから職員室、事務室等の冷暖房工事を計上いたしました。次が2目中学校教育振興事務18万円。これにつきましては 8節の 5万8,000円の減。13節委託料 5万8,000円。これは節区分の変更と、20節で18万円。これは特殊学級就学奨励費 1名増に対する補正増でございます。

次が、5項2目公民館管理運営事務 160万円。15節で工事請負費 160万円。これは中央公民館の玄関の入り口サッシが長年の使用により傷みまして、もうあかなくなつたということでございますので、玄関サッシの取りかえ、それからバリアフリー化ということで、身障者の方が車いすで上がれるようにスロープを計画してございます。

次が、6項2目武道館管理運営事務 9万 9,000円。これは13節で消防設備点検委託料 9万 9,000円でございます。

次が、10款災害復旧費、1項2目林地及び林業用施設災害復旧事業 150万円。これにつきましては9節で2万円の増。それから11節で10万円の消耗品費。15節で 138万円。これにつきましては、手石の字大日山、中田虎喜さんの裏山でございますが、ここに16トンほどの浮き石がありますので、これを治山工事で実施いたします。

次が、歳入の7ページをごらんください。

11款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金 1万 3,000円の減。これは入間漁業集落排水事業費分担金、減でございます。3目の災害復旧費分担金15万円。これはただいま説明いたしました林地及び林業用施設災害復旧費分担金15万円でございます。

次が、14款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金 4万 8,000円の減。これは1節で5万円の増、3節で9万 8,000円の減でございます。次が、7目で消防費県補助金、2,163万5,000円。これは市町村地震対策事業費補助金ということで、石綿管布設替えに伴う補助金4分の1の分でございます。次が9目災害復旧費県補助金 100万円。これにつきましては1節で林地及び林業用施設災害復旧費補助金、事業費の3分の2ということで 100万円計上してございます。

次が、3項4目土木費委託金19万 6,000円の減。これは青野川ほか委託料決定によるものでありますて、19万 6,000円の減となっております。

次が、15款財産収入。1項2目利子及び配当金 6万円。これは介護保険円滑導入基金利子でございます。

次が、10ページの16款寄附金、1項2目民生費寄附金31万円。これは社会福祉事業寄附金ということで31万円でございます。

次が、17款繰入金、1項2目老人保健特別会計繰入金 2,173万 4,000円。これにつきましては、老人保健特別会計の繰入金ということで、11年度の支払交付金等でございます。

次が、18款繰越金、1項1目繰越金 1,354万 2,000円の増。これにつきましては前年度の繰越金でございます。

次が、19款諸収入、4項5目雑入 280万 7,000円。これは消防団員の退職報償金で、消防団員と公務災害補償等共済基金から入ってくるものでございます。

以上で歳入を終わります。

続いて、6ページをお願いいたします。

今回の補正額の財源内訳でありますと、特定財源といたしまして、国県支出金で 2,239万 1,000円。その他で 331万 4,000円。一般財源で 3,527万 6,000円。補正前の額が45億6,000万円で、今回の補正額 6,098万 1,000円。合計46億 2,098万 1,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第58号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第58号は原案どおり可決されました。

◎議第59号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第59号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第59号の提案理由を申し上げます。

平成12年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算は、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰越金及び諸支出金の増額補正であり、歳入歳出の総額にそれぞれ 2,187万 2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億 8,072万 5,000円とするものです。

なお、詳細につきましては健康課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 健康課長。

〔健康課長 土屋忠儀君登壇〕

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、議第59号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして内容説明をいたします。

今回の補正ですけれども、老人保健の医療費の確定に伴います補正予算でございます。

それでは、歳出の方から説明いたします。

11ページをお開きください。

3、歳出。1款医療諸費、1項1目医療給付費、医療給付事務でございますが、こちらにつきましては財源区分の変更でございまして、基金の方が 874万 9,000円の増、国庫の方が 1,172万 1,000円の増、県費が 126万 4,000円の増で、一般会計の方の財源が 2,173万 4,000円の減でございます。

続きまして、12ページ、2款諸支出金、1項1目の償還金でございますが、13万 8,000円追加しまして、14万 6,000円。内容につきましては、負担金償還金で、基金より超過交付分でございます。

続きまして、2項1目の関係ですけれども、一般会計繰出金 2,173万 4,000円追加いたします。これにつきましては一般会計の繰出金で、一般会計の立てかえ分でございます。

続きまして、歳入の方でございますが、1款1項1目の医療諸費交付金、これは過年度分としまして 874万 9,000円追加しまして、8億 845万 7,000円となります。これにつきましては過年度分医療費の交付金不足分でございます。

続きまして、2款国庫支出金、1項1目国庫負担金 1,172万 1,000円追加いたしまして、2億 4,686万 6,000円。過年度分の負担金です。

続きまして、3款1項1目、県負担金 126万 4,000円追加しまして、6,005万 1,000円。こちらの方も過年度分の不足分の追加分でございます。

次に、10ページ5款1項1目の繰越金でございます。13万 8,000円追加しまして、13万 9,000円。前年度分の繰越金で、これは基金の方へと消化分の償還となります。

続きまして財源区分の関係ですけれども、6ページをお開きください。

今回の補正額ですけれども、2,187万 2,000円追加しまして、合計で11億 8,072万 5,000円。国県支出金が 1,298万 5,000円。その他が 874万 9,000円。一般財源が13万 8,000円となります。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第59号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第59号は原案どおり可決されました。

◎議第60号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第60号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第60号の提案理由についてご説明申し上げます。

平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、公共下水道料金等審議会委員の報酬として、費用弁償及び委託料の増額補正であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 427万 6,000円増額し、歳入歳出それぞれ12億 5,920万 4,000円とするものです。

下水道料金等審議会につきましては、当初3回分の予算計上をいたしましたが、さらに3回分の委員報酬と費用弁償を計上させていただくものであります。

委託料につきましては、湊中継ポンプ場建設工事に係るものでございまして、町単独の場内整備工事の必要が生じたため 400万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、下水道課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（大野良司君） 下水道課長。

○下水道課長（勝田 悟君） それでは、平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容を説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。最後のページ、8ページをお開きください。

歳出、1款下水道費、1項1目公共下水道建設事業、補正額 427万 6,000円の増。計11億9,290万 1,000円とするものですが、その内訳といたしまして、まず1節報酬と9節旅費に関しましては、現在下水道料金等審議会を開催して、使用料負担金等の審議を行っております。審議会の経過を簡単に説明しますと、1回目を3月28日に開催し、南伊豆町の下水道事業の現状とクリーンセンターの視察等を行いました。2回目は4月26日に開催し、下水道使用料負担金の基本的な考え方等をご審議賜りました。3回目はあさって6月8日に開催することになっており、4回目も今月下旬に開く予定であります。12年度当初予算では3回分の審議会予算を計上いたしましたが、6月8日と次の審議会で答申がまとまるかどうかという

ような現状でありますので、さらに3回分の予算措置をさせていただきたく計上させていただきました。

次に、委託料 400万円については、湊中継ポンプ場建設工事に係るものでございまして、現在日本下水道事業団で土木、建築、機械、電気設備の発注準備を進めているところでございますが、それに伴いまして、門、さく、塀等の町単の場内整備工事の必要が生じたため400万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。7ページをお願いします。

歳入、3款繰入金。1項1目一般会計繰入金、補正額 427万6,000円の増で、計1億8,798万4,000円でございます。6ページに戻りまして、今回の補正は補正前の額12億5,492万8,000円に427万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億5,920万4,000円とさせていただくものであります。

なお、補正額の財源内訳は一般財源 427万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第60号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第60号は原案どおり可決されました。

◎議第61号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第61号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第61号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。

事業費の追加割合による歳入歳出それぞれ 1,414万円を増額し、予算総額を 2億 6,891万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、農林水産課長から説明させます。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは、議第61号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

11ページをお開きください。

歳出でございますが、第1款第1項第1目中木漁業集落環境整備事業 1,414万円の補正増で、その内容は節で需用費が12万 5,000円。委託料で25万 5,000円、工事請負費で 1,376万 3,000円でございます。

次に、7ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目漁業集落環境整備費分担金でございますが127万2,000円。中木漁業集落環境整備整備事業受益者分担金でございます。

次に、8ページでございますが、2款県支出金、1項1目漁業集落環境整備費県補助金でございます。989万 8,000円の補正でございます。

次に、3款繰入金ですが、1項1目で一般会計繰入金 7万円でございます。

その次、裏ですが、10ページになります。6款町債、1項1目下水道債 290万円の補正でお願いいたしたいと思います。

それから戻ってもらいます。6ページですが、そのうちの財源内訳でございますが、補正額が 1,414万円でございます。その中身でございますが、国県支出金が 989万 8,000円。地方債が 290万円、その他が 134万 2,000円。

以上であります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第61号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第61号は原案どおり可決されました。

◎議第62号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第62号 平成12年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第62号 平成12年度南伊豆町水道事業会計補正予算について提案理由を申し上げます。

行政報告で述べましたとおり、上水道の石綿セメント管布設替工事が、県の市町村地震対策事業により補助金がつく見込みとなったため、資本的収支予算につきましては、収入を

5,963万 5,000円。支出を 6,032万 8,000円、おのおの増額するものであります、詳細は水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大野良司君） 水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） 平成12年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

ただいま町長が申し上げましたとおり、今回の補正は上水道の石綿セメント管布設替事業に、県の地震対策事業の補助金がつく見込みとなったことによるものであります。

参考資料として添付してあります補正予算内訳書によりご説明いたします。

9ページをお開きください。

資本的収入につきましては、石綿セメント管布設替事業の財源として、1項1目一般会計繰入金を 3,143万 5,000円増額しますが、このうち 2,163万 5,000円は県が一般会計に対して支出する補助金相当額であります。補助率は補助対象受給額の4分の1であります。また、残りの財源は3項1目企業債を借り入れるものとし、2,820万円を増額するものであります。

10ページに行きまして、資本的支出につきましては、1項1目水道施設改良費に石綿セメント管布設替事業に係る工事請負費を 6,000万円増額します。施工箇所につきましては、地震対策事業による石綿セメント管布設替は、上水道の配水池から防災拠点までの 100ミリ以上の管という基準があるため、今年度は石井、上賀茂地内で施工延長約 1,600メートルを計画しております。

ほかに1項2目上水道第5次拡張事業費で、手石高区配水池の用地買収費として32万8,000円を固定資産購入費に計上してございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） ちょっとお伺いをしたいと思います。

昨日、町長の行政報告の中で、上水道の石綿管の布設替についてご説明があったとおりで、大変長年の懸案であった工事がやっとここでスタートしたなというような感じがするわけでございますけれども、これは時限立法の一環であるかなというふうに私は感じておるわけですけれども、この中で時限立法が11年度で終わっているわけです。その中で、この県の市町村地震対策事業で、補助金がついたからかかるんですよということで、大変結構なこと

なんすけれども、これは単年度なのかそれとも3年続くのか、5年続くのか、10年間続くのかということをちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 3年です。3年間継続という報告を受けています。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） そうするとこの補助金は3年間でなくなるということですか。

そうするとあとの簡易水道の16施設が20キロあるわけですね。そうしますと、その分も3年でなくなるわけですか、補助金、事業としては。

きのうの町長の行政報告の中で、簡易水道がなお16施設の石綿管が延長約20キロあるというふうに報告があったんですけども、これも国庫補助あるいは県補助が3年間で終わるということなのか、それをちょっと確認したいなと。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） では水道課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） 厚生省は、今世紀中に石綿セメント管の解消を目指して、国庫補助金事業を創設しておりますが、全国的に厚生省の思ったとおりに石綿セメント管の工事は進んでおりませんので、恐らくこの県の地震対策は3年間で切れますけれども、国の補助事業としては継続されるのではないかという期待はあります。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） そうしますと、当初の計画が14キロという今のこの簡易水道は除いての14キロを3年間で町はやっていく計画なのか、それとも補助金がなくなった後に3年間でやった残りをやるつもりなのか。できれば、私とすれば3年間の間に、補助金がもらえる間に無理をしてでもこれはやっておく事業ではなかろうかなということを思うわけですけれども、その辺はどういうふうにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） 今のところ県の地震対策事業で取り組もうとしているのは、ことは約9,000万円ですけれども、来年度、再来年度も事業費ベースでは同規模の施工を計画しております。それだけでは14キロの方は解消するわけではありませんので、ただ下賀茂とか湊とか手石は下水道事業がありますから、それに同時施工ということでやれば4分の1の補助金をもらうよりもずっと安上がりになりますから、そういう方法も考えております。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） それはそれで結構なんすけれども、下賀茂の方に下水道が来るのは22年、あと10年ぐらいあるわけです。そういった中でやっていくのには大変な年月がかかるわけですすけれども、今言ったようにこの簡易水道の方は今世紀中に厚生省がどうのこうのか今お話をしましたけれども、そういった中でこの14キロの方もその中に交えることができるとか、今、県の補助金ばかりではなくて。厚生省の方にもこの14キロの残りを、3年間やった補助金の残りを厚生省の方でも認めてもらえるようなあれはあるわけですか。

○議長（大野良司君） 水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） 将来のことは断定できませんけれども、恐らく事業は延長されると思います。

ただ、何にもないところに新しく管を入れるというのは、相当の事業量を消化することはできますすけれども、できた管を断水をしないでやろうとすると、人的にも工期的にも多くを要します。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） わかるんですすけれども、人的な被害だとかいろんなことが、石綿管が疑われておるわけですすけれども、そして弱いという形もあるわけですすけれども、なるべく、財源も大変でしうけれども、町長、これはぜひ前向きな姿勢でなるべく単年度中に、3年間なら……。人の生活を守る大事な一環でございますので、3年間で、大変でしうけれども、皆さん的生活もかかっておるわけです。そういった中でもってなるべく補助金のあるうちに、そして町としての負担金の少ないうちに進めていただければなというふうに要望して質問を終わります。

○議長（大野良司君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第62号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第62号は原案どおり可決されました。

◎日程追加

○議長（大野良司君） お諮りいたします。

本日、6番議員漆田 修君外1名より、道路整備予算の確保に関する意見書が提出されました。この際、本件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第7号 道路整備予算の確保に関する意見書を日程に追加することに決定いたしました。

◎発議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第7号 道路整備予算の確保に関する意見書を議題といたします。

この意見書は漆田 修君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

漆田修君。

[6番 漆田 修君登壇]

○6番（漆田 修君） 提案説明は朗読をもってかえさせていただきます。

道路整備予算の確保に関する意見書。

道路は、豊かな生活の実現と活力ある経済社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であります。

当地域の道路整備状況については十分とは言えず、中山間地に位置し、依然としてそれ遠いの困難な道路が存在しています。

また、幹線道路においても、夏季等の観光シーズンには慢性的な渋滞が発生し、住民生活に支障を来しております。

このような状況で、地域住民から道路整備に対する強い要望があり、地域振興を図る上でも緊急かつ重要なものです。

地域間の交流を促進する道路、地域の振興を支援する道路、高齢化が進んでいる過疎地域の救急、防災のための道路、通勤通学など日常生活のための道路等、道路は生活に密着した重要な施設であり、町民生活の向上を図る上でも道路整備をより一層促進する必要があります。

よって、国におかれでは道路整備の重要性を深く認識され、次の事項について格段の配慮がなされるよう強く要望します。

記。

1、平成13年度予算においては、新道路整備5カ年計画に基づき、円滑に道路整備を推進していくため、道路特定財源制度を堅持するとともに、一般財源を大幅に投入し、道路整備費を拡大すること。

2、活力ある地域づくり、都市づくりを推進するため、市町村道から高規格幹線道路に至る道路網の整備を一層促進すること。

3、渋滞対策、交通安全対策、沿道環境対策等、安全で快適な生活環境づくりを推進するため、道路整備を一層促進すること。

4、地方の道路財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出します。

意見書の提出先は、内閣総理大臣森喜朗外記載のとおりでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論をする者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案どおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案どおり可決されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事件目は終了いたしましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目は終了いたしました。

よって、平成12年度南伊豆町議会 6月定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 小 澤 東 洋 治

署 名 議 員 渡 辺 守 男